

垂水市障害者計画
第8期 垂水市障害福祉計画及び
第4期 垂水市障害児福祉計画

（令和9年度～令和11年度）

計画骨子案

令和9年3月
鹿児島県 垂水市

本書における「障がい」の表記について

本計画では、「障害」の「害」の字が持つ印象に配慮し、人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。

ただし、法令、制度、事業、施設等の固有名称や、国・県等が示す名称、引用文等については、原文に基づき「障害」と表記します。

なお、本資料は策定過程における骨子案であり、現時点で可能な限り上記の考え方にに基づき表記を整理していますが、今後の計画内容の追加・修正等に伴い、表記についても引き続き確認・調整を行います。

「障がい」表記ルール（計画骨子案時点）

区分	表記	例	考え方
人を表す一般的な表現	障がい	障がいのある人、障がい者、障がい児	原則「障がい」
障がいの種類・状態	障がい	身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、視覚障がい、聴覚障がい	原則「障がい」
人を種類別に表す場合	障がい	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	原則「障がい」
法律・政令・省令等の名称	障害	障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法	正式名称を使用
国・県等の計画・指針の正式名称	障害	障害者基本計画、障害福祉計画に係る基本指針	正式名称を使用
市の計画の正式名称	障害	第4次障害者計画、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画	正式名称として「障害」を維持する前提
制度・サービス等の正式名称	障害	障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児相談支援	法令・制度上の名称を維持
手帳・証明等の正式名称	障害	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳	正式名称を維持
施設・機関・組織等の正式名称	障害	障害者就業・生活支援センター、障害者支援施設	正式名称を維持
事業の正式名称	障害	重度心身障害者医療費助成事業、障害者相談支援事業	正式な事業名なら維持
統計・調査等の正式な区分名	原典どおり	身体障害者手帳所持者数など	出典・原資料の表記を尊重
引用文・転載資料	原文どおり	国・県資料からの引用等	勝手に変更しない
固有名词	正式名称どおり	法人名、施設名、協議会名など	名称確認の上、そのまま
複合語の一般表現	障がい	障がい特性、障がい理解、障がいの程度、障がいの有無	固有名称でなければ変更

垂水市障害者計画
第8期 垂水市障害福祉計画及び第4期 垂水市障害児福祉計画
目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	1
3 近年の国の動向	2
4 国・鹿児島県計画の概要	3
5 他の計画等との関係	9
6 計画の期間	9
7 計画策定の経過	10
8 S D G s の推進	11
第2章 障がい者を取り巻く状況	12
第1節 統計からみる本市の状況	12
1 本市の人口の状況	12
2 障がいのある人の状況	14
3 障がい児の状況（発達支援の状況）	19
4 障がい者の雇用・就業の状況	22
第2節 障がいに関するアンケート結果概要	23
1 障がいのある人の生活・暮らしの現状	23
2 日常生活に必要な支援	24
3 地域での生活・社会参加	26
4 日中活動・就労	29
5 相談支援	30
6 障害福祉サービスの利用状況・利用意向	32
7 権利擁護・災害時避難	33
第3章 障害者計画	36
第1節 基本理念	36
第2節 施策の体系及び推進体制	37
1 施策の体系	37
2 計画の推進体制	38
第3節 施策の展開	39
1 理解促進・権利擁護	39
2 相談支援・地域生活支援	43
3 生活環境・防災	50
4 教育・療育	56
5 雇用・就労	62

6 保健・医療	67
7 情報アクセシビリティ・コミュニケーション	70
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	73
第1節 基本方針及び基本的な考え方	73
1 基本方針	73
2 基本的な考え方	76
第2節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系	81
1 障害福祉サービス等の体系	81
2 障害福祉サービス等の概要	82
3 障害児通所支援等の概要	83
4 地域生活支援事業の概要	84
第3節 成果目標の設定（前期計画の実績と次期計画の設定）	85
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	85
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	85
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	85
4 福祉施設から一般就労への移行等	85
5 障がい児支援の提供体制の整備等	85
6 相談支援体制の充実・強化等	85
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	85
第4節 障害福祉サービス等における見込量と確保方策	85
1 訪問系サービス	85
2 日中活動系サービス	85
3 居住系サービス	85
4 相談支援	85
5 障害児支援サービス	85
6 発達障害者に対する支援	85
7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	85
8 相談支援体制の充実・強化	85
9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	85
第5節 地域生活支援事業における見込量と確保方策	85
1 相談支援事業【必須事業】	85
2 成年後見制度利用支援事業【必須事業】	85
3 意思疎通支援事業【必須事業】	85
4 移動支援事業【必須事業】	85
5 手話奉仕員養成事業【必須事業】	85
6 日常生活用具給付事業【必須事業】	85
7 地域活動支援センター（機能強化）事業【必須事業】	85
8 日中一時支援事業【任意事業】	85
9 更生訓練費給付事業	85

10 自動車改造費助成事業	85
第6節 地域生活支援事業の未実施の事業展開について	85
第5章 障がい福祉等の円滑な実施の確保に必要な事項	86
1 障がい者等に対する虐待の防止	86
2 意思決定支援の促進.....	86
3 障がい者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進	86
4 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	87
5 障がいを理由とする差別の解消の推進	87
6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	87
第6章 計画の推進体制	88
1 計画の推進体制	88
2 計画の進行管理・評価	88
3 計画の見直し.....	88

※目次裏（白紙ページ）

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国においては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の充実や地域生活を支える体制整備を進めています。

また、令和6年度には障害者総合支援法及び児童福祉法の改正内容が施行され、地域生活支援の充実、障がい者の多様な就労ニーズへの対応、障がい児支援の強化などが進められています。さらに、医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進、児童発達支援センターの中核機能の強化、強度行動障がい有する人への支援体制の充実など、障がい福祉施策を取り巻く環境は大きく変化しています。

加えて、国が定める障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針においては、障がいのある人の地域移行及び地域定着の推進、相談支援体制の充実、就労支援の強化、障がい児支援の提供体制整備などが求められており、地域の実情に応じた計画的なサービス基盤の整備が重要となっています。

本市では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「垂水市障害者計画・第7期垂水市障害福祉計画・第3期垂水市障害児福祉計画」に基づき、障がい福祉施策を総合的に推進してきました。こうした国の動向や現行計画の取組状況、障がいのある人や障がい児、その家族を取り巻く状況や福祉ニーズの変化を踏まえ、これらに的確に応えるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、垂水市障害者計画、第8期垂水市障害福祉計画及び第4期垂水市障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、障がい者関連法規に基づき、以下の3つの計画を一体的に策定します。

図表 1：計画の法的位置づけ

計画の名称	根拠法令	計画の役割
障害者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本計画
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	サービス提供体制の確保に係る目標や必要量を定める実施計画
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20第1項	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要量を定める実施計画

3 近年の国の動向

我が国の障がい福祉施策は、障がいのある人の基本的人権を尊重し、地域で自立した生活を送りながら社会参加を実現できる共生社会の形成を目指して、制度の充実が進められてきました。

その基本的な考え方となっているのが、平成 18（2006）年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」です。我が国では条約の理念を踏まえた国内法の整備が進められ、障がいのある人の権利擁護や社会参加を推進するための法制度の見直しが行われてきました。

平成 23（2011）年には障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現が基本理念として位置付けられました。また、障がいを個人の心身機能だけで捉えるのではなく、社会に存在する様々な障壁によって日常生活や社会生活に制約が生じるという「社会モデル」の考え方が取り入れられました。

その後、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法などが施行され、障がいのある人の権利擁護や合理的配慮の提供、地域生活への移行や定着に向けた支援の充実が図られてきました。また、発達障害者支援法及び児童福祉法の改正により、発達障がい児・者への支援や障がい児支援の充実、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備が進められています。

近年では、読書バリアフリー法、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、手話に関する施策の推進など、情報保障や意思疎通支援の充実に向けた制度整備が進められています。さらに、令和 6（2024）年 4 月には改正障害者差別解消法が全面施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がいのある人の権利擁護と社会参加の推進に向けた取組が一層強化されています。

図表 2：障がい者支援や障がい福祉をめぐる国の主な動き

年	国の主な動き
平成 18（2006）年	障害者自立支援法の全面施行（10 月 1 日） バリアフリー法の施行（12 月 20 日）
平成 23（2011）年	改正障害者基本法の施行（8 月 5 日）
平成 24（2012）年	改正児童福祉法の施行（4 月 1 日） 障害者虐待防止法の施行（10 月 1 日）
平成 25（2013）年	障害者総合支援法の施行（4 月 1 日）
平成 26（2014）年	障害者権利条約の発効（2 月 19 日）
平成 27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（1 月 1 日）
平成 28（2016）年	障害者差別解消法の施行（4 月 1 日） 改正障害者雇用促進法の施行（4 月 1 日） 成年後見制度利用促進法の施行（5 月 13 日） 改正発達障害者支援法の施行（8 月 1 日）
平成 30（2018）年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行（4 月 1 日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（6 月 13 日）

令和元（2019）年	読書バリアフリー法の施行（6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（4月1日） 改正バリアフリー法の一部施行（6月19日）
令和3（2021）年	医療的ケア児支援法の施行（9月18日）
令和4（2022）年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（5月25日）
令和5（2023）年	障害者基本計画（第5次計画）の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和6（2024）年	改正障害者差別解消法の施行（4月1日） 改正障害者雇用促進法の一部施行（4月1日）
令和7（2025）年	手話施策推進法の施行（6月25日）
令和8（2026）年	高次脳機能障害者支援法の施行（4月1日）
令和9（2027）年	改正医療的ケア児支援法の施行（4月1日）

4 国・鹿児島県計画の概要

（1）国の基本計画（概要）

国では、障害者基本法第11条に基づき、「第5次障害者基本計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定し、障がい者施策に関する最も基本的な計画として位置付けています。同計画では、共生社会の実現に向けた基本的な方向性や施策の推進方策が示されています。

図表 3：国の基本計画（概要）

第5次障害者基本計画 概要	
Ⅰ 第5次障害者基本計画とは	
【位置付け】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。） 【計画期間】 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間 【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成	
Ⅱ 総論の主な内容	
1. 基本理念 ○ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。 2. 基本原則 ○ 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 3. 社会情勢の変化 ○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応 ○ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）	4. 各分野に共通する横断的視点 ○ 条約の理念の尊重及び整合性の確保 ○ 共生社会の実現に資する取組の推進 ○ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ○ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ○ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 ○ P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進 5. 施策の円滑な推進 ○ 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
Ⅲ 各論の主な内容（11の分野）	
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進

【出典】：内閣府「第5次障害者基本計画 概要」より抜粋

第5次障害者基本計画 概要	
Ⅴ 各論の主な内容	
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進	6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討
2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実 ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・ 障害のあるこどもに対する支援の充実
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣	8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備 ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備	9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・ 農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進
5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・ 司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保 ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・ 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
	11. 国際社会での協力・連携の推進 ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

〔出典〕：内閣府「第 5 次障害者基本計画 概要」より抜粋

（2）鹿児島県の計画（概要）

鹿児島県では、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づき、「鹿児島県障害者計画（第 5 次）」を策定し、国の障害者基本計画との整合を図りながら、本県の実情に応じた障がい者施策を総合的かつ計画的に推進しています。

図表 4：鹿児島県の計画（概要）

計画名	鹿児島県障害者計画（第 5 次）
計画期間	令和 5 年度～令和 9 年度
法的根拠	障害者基本法第 11 条第 2 項
目指す姿	障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり （基本的方針）① 地域社会における共生等 ② 障害者差別の禁止
重点的に 取り組む施策	● 県民の理解促進 ● 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ● まちづくりの推進 ● 障害福祉サービス提供体制の充実 ● 地域移行の支援 ● 障害児の支援 ● 社会参加の促進 ● 雇用・就業の支援 ● 離島における対策

(3) 第8期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項	第三 計画の作成に関する事項
一 基本的理念	一 計画の作成に関する基本的事項
二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三 相談支援に関する基本的考え方	三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	四 その他
五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 【新規】	
第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等
一 福祉施設の入所者の地域生活への移行	一 障害者等に対する虐待の防止
二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	二 意思決定支援の促進
三 福祉施設から一般就労への移行等	三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四 障害児支援の提供体制の整備等	四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五 地域生活支援の充実	五 障害を理由とする差別の解消の推進
六 相談支援体制の充実・強化等	六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 【新規】	
八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	

■ 基本指針の位置づけと主な構成

国の基本指針は、市町村が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を策定する際の基本方針となるものです。第8期（第4期障害児）計画の期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間となります。

本指針は、主に以下の4つの体系で構成されています。

- 第一：サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項
- 第二：サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- 第三：計画の作成に関する事項
- 第四：その他円滑な実施を確保するために必要な事項等

■ 主な改定のポイント

障害福祉人材の確保・定着、生産性向上の推進 **【新規】**

- 人材不足への対応とケアの質の向上を図るため、ICT等の活用による現場の生産性向上や職場環境の改善、当事者視点に立ったケアの充実が新たな基本方針として示されました。

※令和8年10月に国の基本指針の追加改正が予定されているため、改正内容を確認の上、必要に応じて計画内容へ反映します。

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 - 様々なデータを活用した地域移行者数の把握 - 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 - 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合 - 入所施設における居室の個室化等の推進 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 - システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備 ③ 福祉施設から一般就労への移行等 - 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 - 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設 ④ 障害児支援の提供体制の整備等 - 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し - インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設 - のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設 - 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設 ⑤ 地域における相談支援体制の充実強化 - 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 - のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 - 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 - 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載 ⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上 - 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進 - 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設 - 障害当事者が研修に関与することの重要性を記載 ⑦ 障害福祉サービスの質の確保等 - 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 - 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 - 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 - 障害児支援における人材育成の重要性を記載	⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備 - 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載 - 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討 - 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 - 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載 ⑨ 高次脳機能障害者に対する支援 - 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載 ⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保 - 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載 ⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 - 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進 ⑫ 住宅セーフティネット制度との連携 - 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携 ⑬ 地域差の是正・指定の在り方等 - 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法 - サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請 - 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める ⑭ 障害者等に対する虐待の防止等 - 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進 - ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進 - 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携 ⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進 - スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載 ⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保 - 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携 - 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載
---	---

■ 第8期基本指針における主な見直し事項 ※市町村計画に関連する主な項目を抜粋

第8期基本指針では、障がい者の地域生活の継続や多様なニーズに対応するため、主に以下の事項について見直しが行われました。

地域生活の継続・就労移行の支援強化（項目①・③・⑤）

- 入所施設・病院からの地域生活への移行推進に加え、地域生活の継続に向けた支援体制（グループホームの質の確保や基幹相談支援センターの設置）や、就労選択支援の活用による一般就労への移行促進が示されました。

障害児支援・意思決定支援等の充実（項目④・⑧・⑭）

- 障害児通所支援におけるインクルージョン推進や専門的支援の強化、のぞまないセルフプランの解消に向けた伴走型支援の確保、権利擁護・意思決定支援の徹底が求められています。

人材確保・生産性向上とサービス品質の維持（項目⑥・⑦・⑩・⑬）

- 介護テクノロジー活用等による業務効率化・生産性向上の推進（成果目標の新設）、情報公表制度の活用、ならびに中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性が明記されました。

防災・感染症対策および安全確保（項目⑮・⑯）

- 災害時における非常用電源の確保や関係機関との連携、BCP（業務継続計画）に基づく実効性のある対応など、安全確保に向けた取組の強化が盛り込まれています。

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

- | | |
|--|--|
| <p>① 施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減 <p>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床への30日以上での再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】 ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】 ・K6により住民のこころの状態を把握 【新規】 <p>③ 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者数を82,000人以上 【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 <p>④ 障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】 ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市） ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域 | <p>④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参考） ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市 ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】 ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） 【新規】 <p>⑤ 地域生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること <p>⑥ 相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】 <p>⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】 ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】 ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施 <p>⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする 【新規】 |
|--|--|

■ 第8期基本指針における国の成果目標（令和11年度末目標） ※市町村計画に関連する主な項目を抜粋

基本指針では令和11年度末（計画最終年度）に向けた具体的な成果目標の基準が提示されています。市町村計画においてもこれらの国の目標を踏まえて見込量や目標値を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域移行を推進し、令和7年度末時点の入所者数の6%以上の地域生活移行、および5%以上の施設入所者数削減を目指します。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数等を令和6年度実績の1.31倍以上とすることや、就労定着支援の利用促進を目指します。

④ 障害児支援の提供体制の整備等 **【一部新規】**

- インクルージョン推進のための協議の場の設置や、のぞまないセルフプラン解消に向けた伴走型相談支援体制の確保等を推進します。

⑤ 地域生活支援の充実

- 各市町村における地域生活支援拠点等の整備・運用状況の点検（年1回以上）や、強度行動障がい有する者への支援体制整備を進めます。

⑥ 相談支援体制の充実・強化（のぞまないセルフプランの解消） **【新規】**

- 基幹相談支援センターの整備等を進めるとともに、相談支援体制の地域診断等を行い、令和11年度末までに「のぞまないセルフプラン」の件数をゼロとすることを目指します。

※令和8年10月に国の基本指針の追加改正が予定されているため、改正内容を確認の上、必要に応じて計画内容へ反映します。

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等 (都道府県・市町村) ○ 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ○ 同行支援の利用者数、利用時間数 ○ 行動支援の利用者数、利用時間数 ○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数 ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数 ○ 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ○ 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】 ○ 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数 ○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】 ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (都道府県・市町村) ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価 ○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】 ○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数 ○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】 (都道府県) ○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数 ③ 地域生活支援の充実 (都道府県・市町村) ○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 ④ 福祉施設から一般就労への移行等 (都道府県) ○ 障害者に対する職業訓練の受講者数 ○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数 ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数 ⑤ 発達障害者等に対する支援 (都道府県・市町村) ○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ○ ベアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数	⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 【新規】 (都道府県) ○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】 ○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】 ○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】 ○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】 ○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】 ⑦ 障害児支援の提供体制の整備等 (都道府県・市町村) ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用児童数 ○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 (都道府県) ○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 ⑧ 相談支援体制の充実・強化等 (都道府県) ○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】 (市町村) ○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 ○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合 ○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無 ○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組 ⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 (都道府県) ○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数 ○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数 ○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するフックストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】 ○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】 ⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (市町村) ○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○ 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 (都道府県・市町村) ○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
--	--

■ 第8期基本指針における主な活動指標（進捗・実績の把握指標） ※市町村計画に関連する主な項目を抜粋

活動指標は、成果目標の達成に向けて、市町村や都道府県が各種サービス等の見込量や体制整備の進捗状況を具体的に把握・評価するための指標です。

① 施設入所者の地域生活への移行等

- 各福祉サービス（居宅介護、就労支援、グループホーム等）の利用実績や個室化の推進状況を把握します。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【一部新規】

- 協議の場への障がい当事者の参加者数や、心のサポーター養成研修の実施状況などを評価します。

③ 地域生活支援の充実 / ⑤ 発達障害者支援

- 地域生活支援拠点等の運用評価や、ペアレントトレーニング等の実施実績を確認します。

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 【新規】

- 高次脳機能障害者支援センターや地域協議会等との連携・支援状況を把握します。

⑧ 相談支援体制の充実・強化等 【一部新規】

- 相談支援の地域診断の取組や、基幹相談支援センターの体制整備状況を評価します。

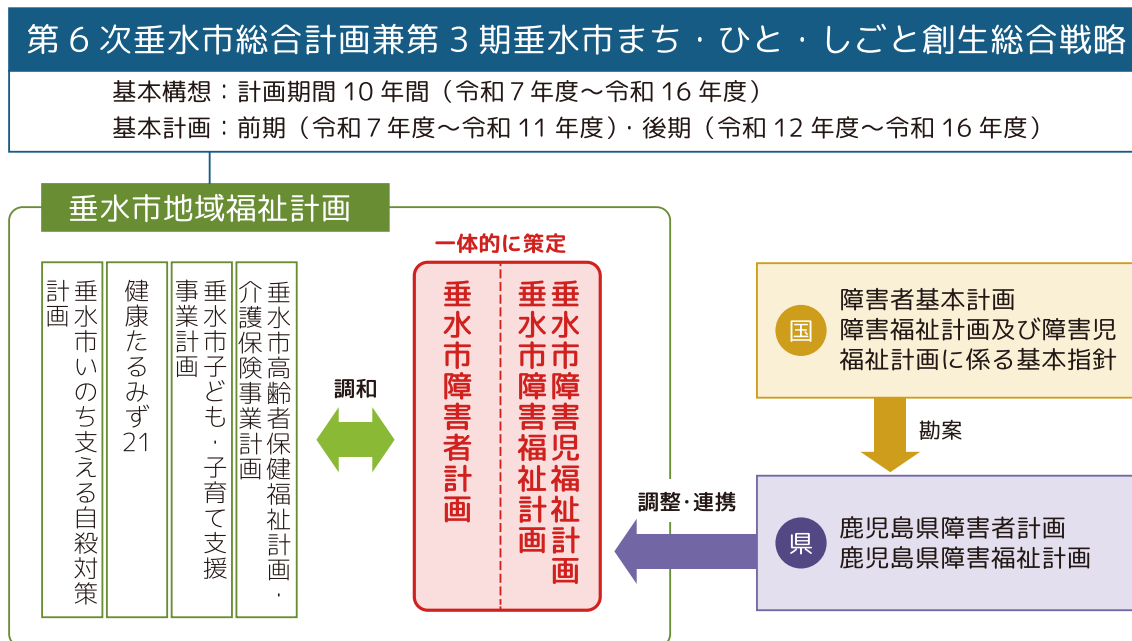
⑨ 人材確保・生産性向上 / ⑩ サービスの質の向上 【一部新規】

- 介護テクノロジー導入等による生産性向上に取り組む事業所割合などを確認します。

5 他の計画等との関係

本計画は、垂水市総合計画及び垂水市地域福祉計画を基盤とし、他の福祉分野の計画との連携を図るとともに、国・県の計画や方針を踏まえながら策定するものです。関係機関との連携を進め、誰もが安心して暮らせる切れ目のない支援体制の構築を目指します。

図表 5：他の計画等との関係



6 計画の期間

垂水市障害者計画は、令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間で計画期間とします。また、実施計画として位置付ける第8期垂水市障害福祉計画及び第4期垂水市障害児福祉計画は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間で計画期間とします。

図表 6：計画の期間

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
前期計画 (見直し)	垂水市障害者計画						
前期計画 (見直し)	第8期垂水市障害福祉計画					(見直し)	次期計画
	第4期垂水市障害児福祉計画			第9期垂水市障害福祉計画			次期計画
			(見直し)	第5期垂水市障害児福祉計画		(見直し)	

7 計画策定の経過

(1) 関係機関等による協議・検討

計画策定にあたっては、障がい福祉分野の関係者や学識経験者等で構成する「垂水市障害者施策推進協議会」及び肝属地区2市4町で設置している「肝属地区障害者自立支援協議会」において、計画内容について協議・検討を行いました。

図表 7：垂水市障害者施策推進協議会の開催概要

会期	開催日	協議事項
第1回	令和8年9月30日（水）	
第2回	令和●年●月●日（●）	

(2) 福祉に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、障がいのある方やその家族等の生活状況、福祉サービスの利用状況、今後の福祉施策に関する意見等を把握するため、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

図表 8：福祉に関するアンケート調査実施概要

実施概要				
調 査 名：福祉に関するアンケート調査				
調査期間：令和8年7月13日（月）～令和8年7月31日（金）				
調査対象：市内に住所を有する各種障害者手帳等の所持者及び障害（児）福祉サービス利用者またはその家族				
調査方法：郵送調査及び事業所を通じた配布・回収				
調査件数：下表の通り				
配布数	回収数	回収率	無効回答数	有効回答数
800	328	41.0%	0	328

(3) パブリックコメントの実施

多くの市民の意見を計画に反映させるため、市の広報誌やホームページ等を通じて、パブリックコメントによる意見募集を実施しました。

実施期間：令和8年10月20日（火）～令和8年11月18日（水）

8 S D G sの推進

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標です。17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成され、経済・社会・環境の調和のとれた持続可能な社会の実現に向け、世界共通の目標として国際社会全体で取組が進められています。

S D G s では、「誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」を基本理念として掲げ、全ての人が尊重され、自分らしく活躍できる社会の実現を目指しています。この理念は、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会のあらゆる場面に参加できる共生社会の実現を目指す障がい者施策の考え方とも共通するものです。

本計画では、S D G s の理念を踏まえながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、共生社会の実現を目指すとともに、S D G s の達成にも寄与していきます。また、本計画と特に関連性の高い S D G s の目標は、次のとおりです。

図表 9：S D G s における 17 の目標と本計画に関連性の高い目標



第2章 障がい者を取り巻く状況

第2章 障がい者を取り巻く状況

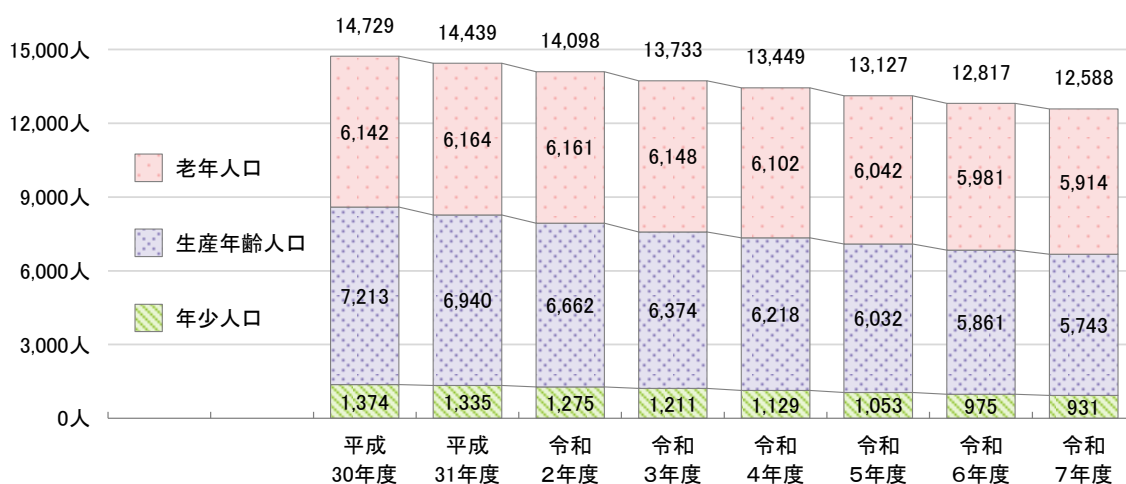
第1節 統計からみる本市の状況

1 本市の人口の状況

本市の総人口は、平成30年度の14,729人から令和7年度の12,588人まで一貫して減少しており、この7年間で2,141人減少しています。年平均に換算すると毎年約306人のペースで人口減少が継続している状況です。

年齢3区分別の推移を見ると、年少人口（0～14歳）は平成30年度の1,374人から毎年減少し、令和7年度には931人と1,000人を下回り、7年間で443人（約32.2%）減少しました。生産年齢人口（15～64歳）についても、平成30年度の7,213人から令和7年度には5,743人へと、1,470人（約20.4%）減少しています。また、老年人口（65歳以上）は、平成30年度の6,142人から平成31年度（6,164人）にかけてわずかに増加したものの、その後は減少に転じ、令和7年度には5,914人となっています。

図表 10：総人口及び年齢3区分別人口の推移

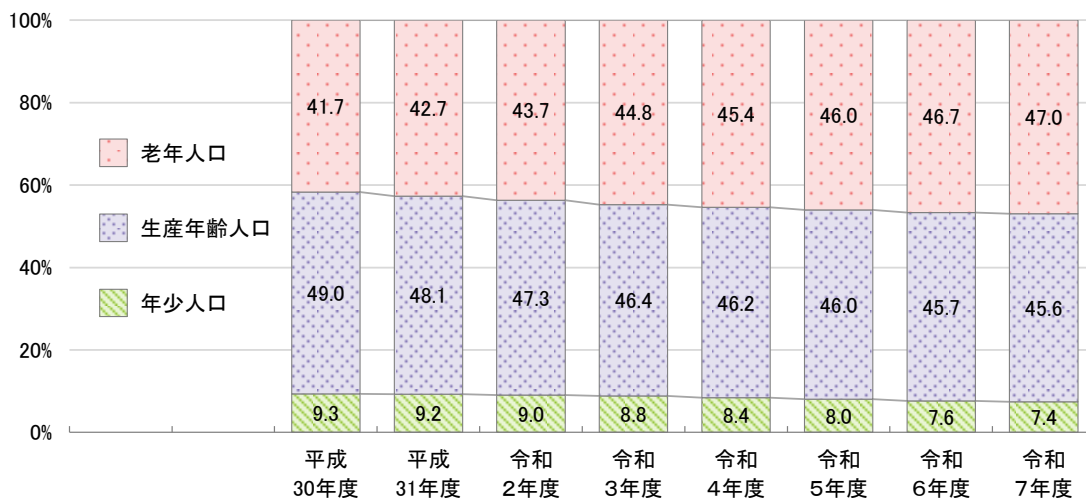


[出典] 住民基本台帳（各年度3月31日現在）

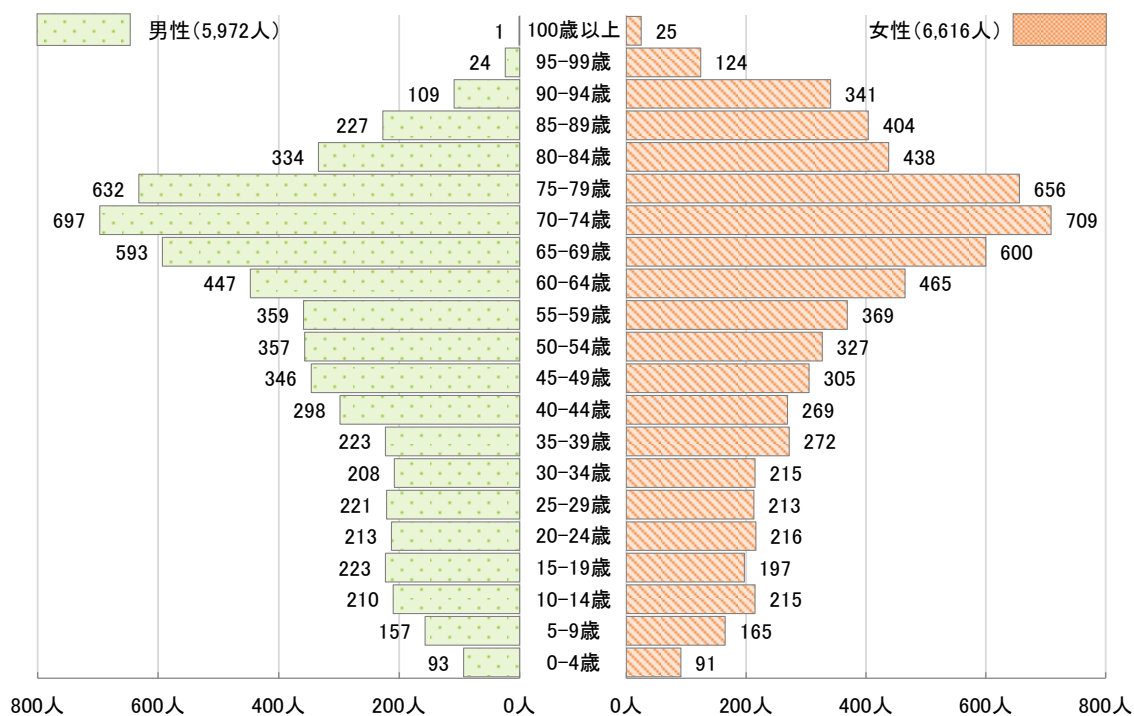
構成割合の推移では、平成30年度から令和7年度にかけて、年少人口の割合が9.3%から7.4%へ（1.9ポイント減）、生産年齢人口の割合が49.0%から45.6%へ（3.4ポイント減）低下している一方、老年人口の割合は41.7%から47.0%へ（5.3ポイント増）上昇しています。

また性・年齢階層別の人口ピラミッド（令和7年度）を見ると、総数12,588人のうち男性が5,972人、女性が6,616人となっています。最も人口が多い年齢層は男女ともに「70～74歳」（男性697人、女性709人）であり、次いで男性は「75～79歳」（632人）、女性は「65～69歳」（600人）が多くなっています。14歳以下の各階層はいずれも300人未満となっており、若年層の人口が少ない構造となっています。

図表 11：年齢3区分別人口割合の推移



図表 12：性・年齢階層別人口（人口ピラミッド：令和7年度）



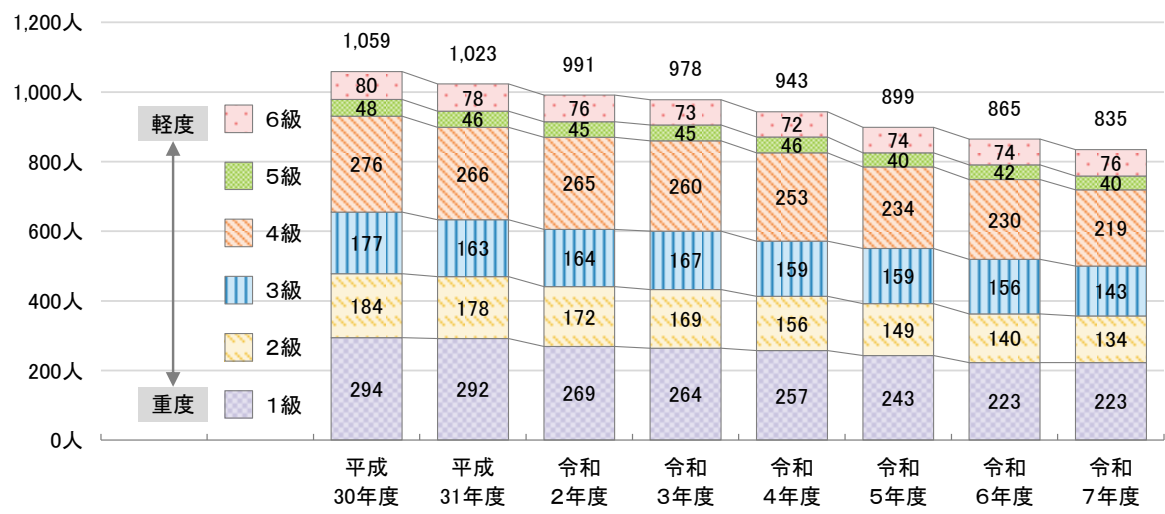
〔出典〕住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2 障がいのある人の状況

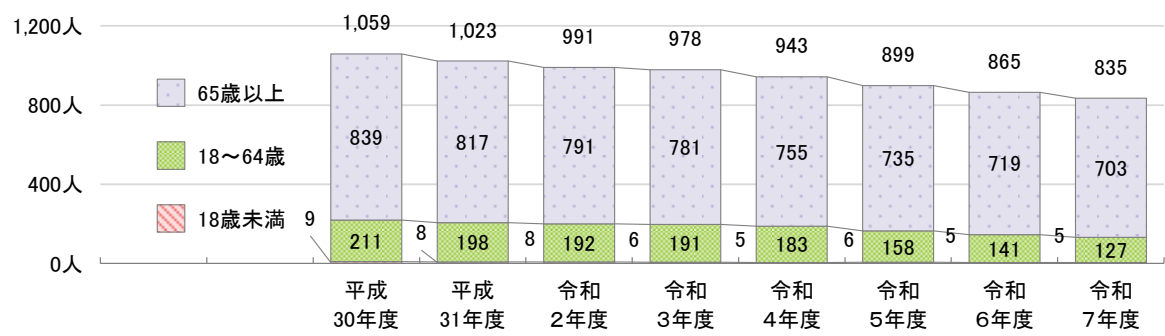
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は、平成30年度の1,059人から令和7年度の835人へと減少しています。等級別では、最重度である1級が223人（26.7%）で最も多く、次いで4級（219人）となっています。年齢階層別では、65歳以上が703人（84.2%）と8割以上を占めています。障がい種別では肢体不自由（412人）と内部障がい（272人）が多くなっています。

図表 13：身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



図表 14：身体障害者手帳所持者数の推移（年齢階層別）



図表 15：等級別・障がい種別身体障害者手帳所持者数の状況（令和7年度）

	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	言語・音声・そしゃく機能障害	内部障がい	合計
6級	31	1	44	0	0	76
5級	39	1	0	0	0	40
4級	102	3	23	5	86	219
3級	73	3	9	2	56	143
2級	98	13	12	8	3	134
1級	69	27	0	0	127	223
計	412	48	88	15	272	835

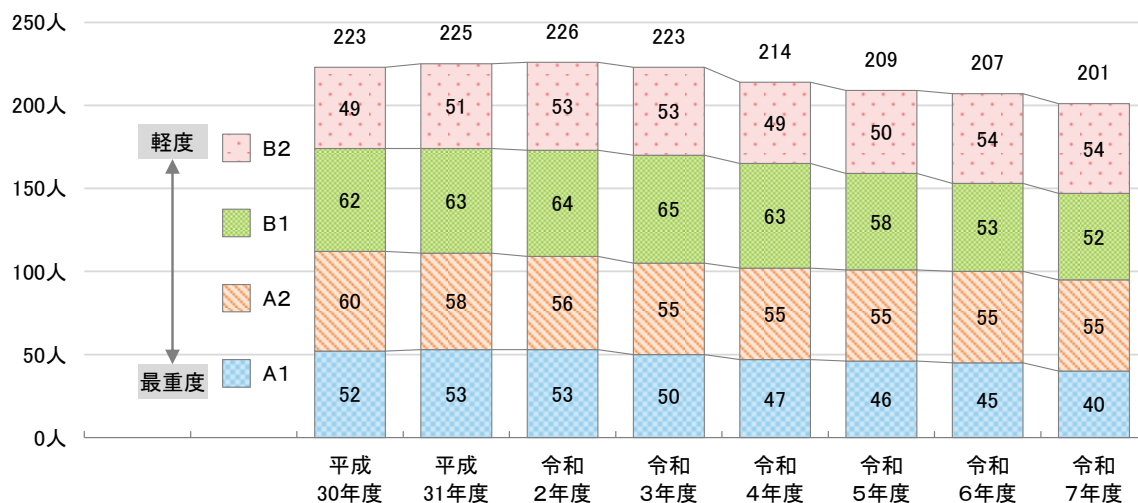
[出典] 福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 療育手帳所持者

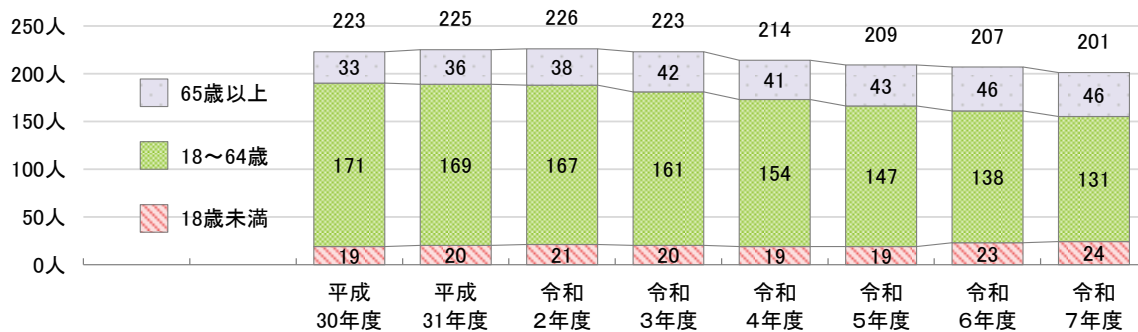
療育手帳の所持者数は、平成30年度の223人から令和2年度の226人をピークに減少へ転じ、令和7年度には201人となっています。

令和7年度に着眼すると、障がい程度別では、A2が55人（27.4%）、B2が54人（26.9%）、B1が52人（25.9%）とほぼ同水準となっており、最重度であるA1は40人（19.9%）となっています。また年齢階層別では、18～64歳が131人（65.2%）と6割以上を占めています。推移としては18～64歳が減少傾向にある一方、65歳以上は33人から46人へと増加が見られます。

図表 16：療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



図表 17：療育手帳所持者数の推移（年齢階層別）



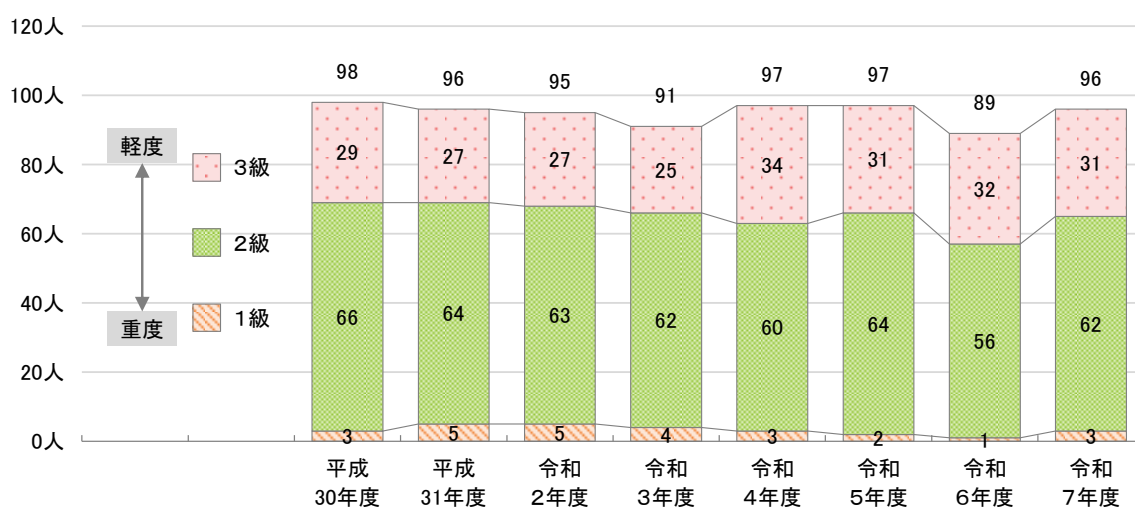
[出典] 福祉課（各年度3月31日現在）

（3）精神障害者保健福祉手帳所持者

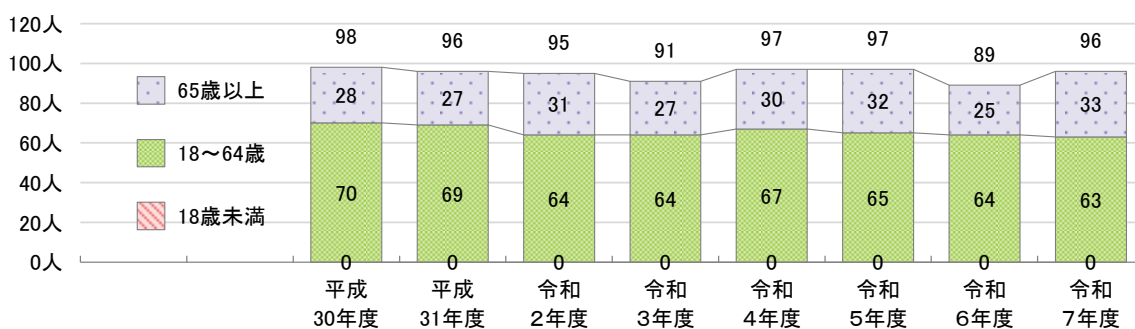
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成30年度の98人から令和7年度の96人へと、年間90人台前後でほぼ横ばいの推移となっています。

等級別（令和7年度）では、2級が62人（64.6%）と6割以上を占めており、次いで3級が31人（32.3%）、重度である1級が3人（3.1%）となっています。年齢階層別（令和7年度）では、18～64歳が63人（65.6%）と最も多く、次いで65歳以上が33人（34.4%）となっています。なお、18歳未満の所持者は全期間を通じて0人（該当なし）で推移しています。

図表 18：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



図表 19：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢階層別）



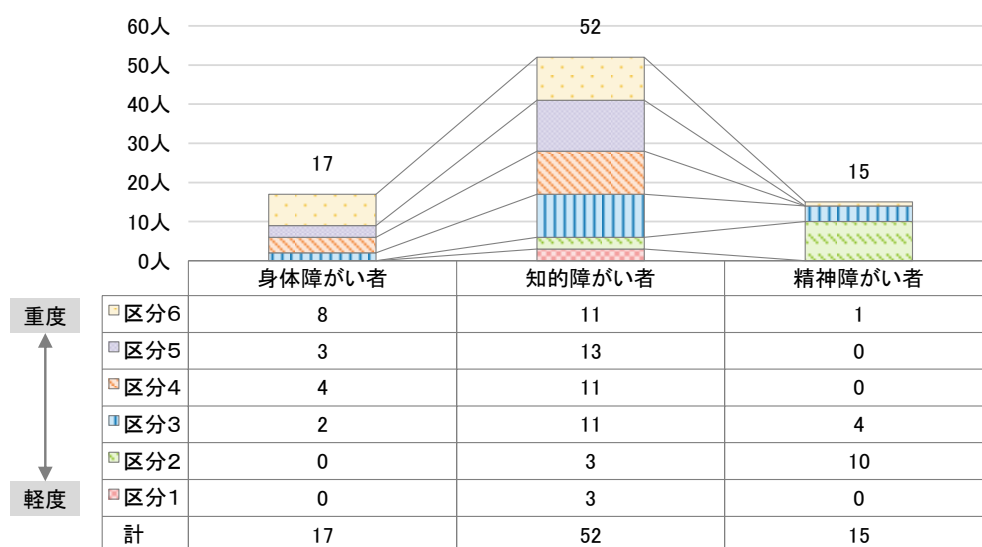
[出典] 福祉課（各年度3月31日現在）

（4）障害支援区分認定

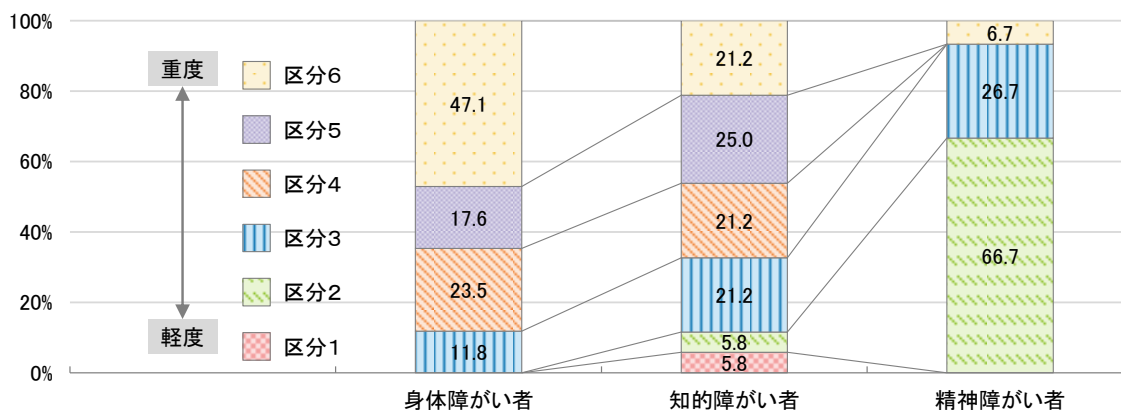
障害支援区分は、障害福祉サービスの必要性を表す指標であり、区分1から最重度である区分6までの6段階で認定されます。

令和7年度の認定者数の総数は84人であり、障がい種別では知的障がい者が52人（61.9%）と過半数を占め、次いで身体障がい者が17人（20.2%）、精神障がい者が15人（17.9%）となっています。区分別の構成割合を見ると、身体障がい者では最重度である区分6が8人（47.1%）と約半数を占めています。知的障がい者では区分3から区分6までにそれぞれ11人以上（各20%超）が分布しており、重度から中度の区分に幅広く位置しています。精神障がい者では区分2が10人（66.7%）と約3分の2を占めています。

図表 20：障がい種別・障害支援区分別認定者数（令和7年度）



図表 21：障がい種別・障害支援区分別の構成割合（令和7年度）



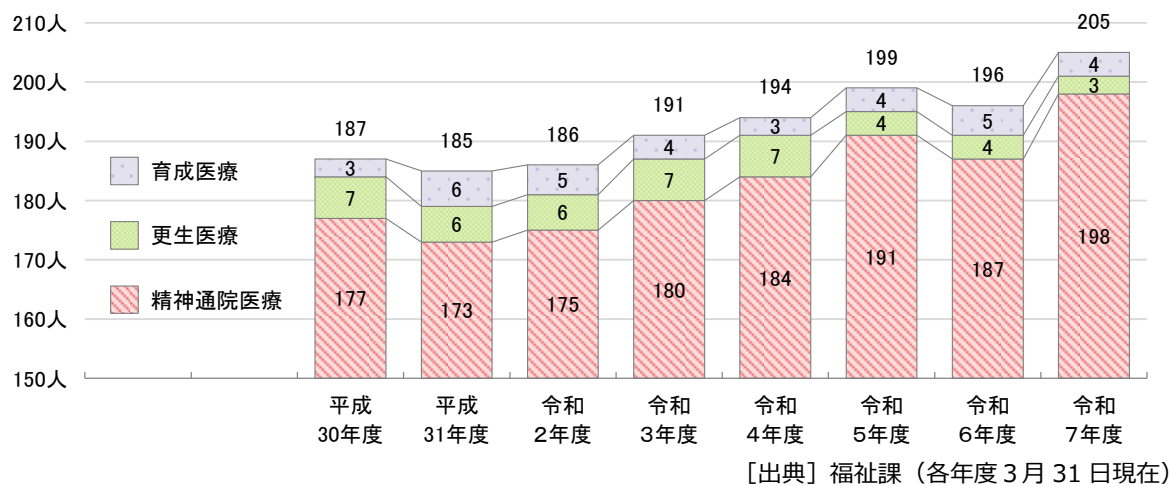
〔出典〕福祉課（令和8年3月末現在）

（５）自立支援医療受給者

自立支援医療は、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、医療費の自己負担を軽減する制度であり、育成医療（18 歳未満）、更生医療（18 歳以上）、精神通院医療の 3 つの区分で構成されています。

自立支援医療受給者数の総数は、平成 30 年度の 187 人から令和 7 年度の 205 人へと、増加傾向で推移しています。区分別（令和 7 年度）では、精神通院医療が 198 人（96.6%）と全体の 9 割以上を占めています。推移を見ると、精神通院医療が平成 30 年度の 177 人から令和 7 年度の 198 人へと着実に増加しているのに対し、育成医療（4 人）および更生医療（3 人）は全期間を通じて数人程度で推移しています。

図表 22：区分別自立支援医療受給者数の推移



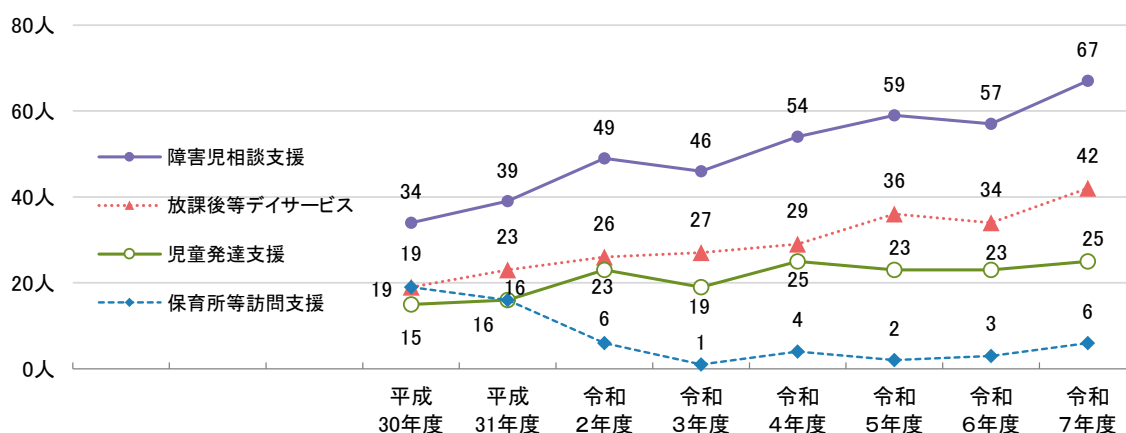
3 障がい児の状況（発達支援の状況）

（1）障害児通所支援の利用状況

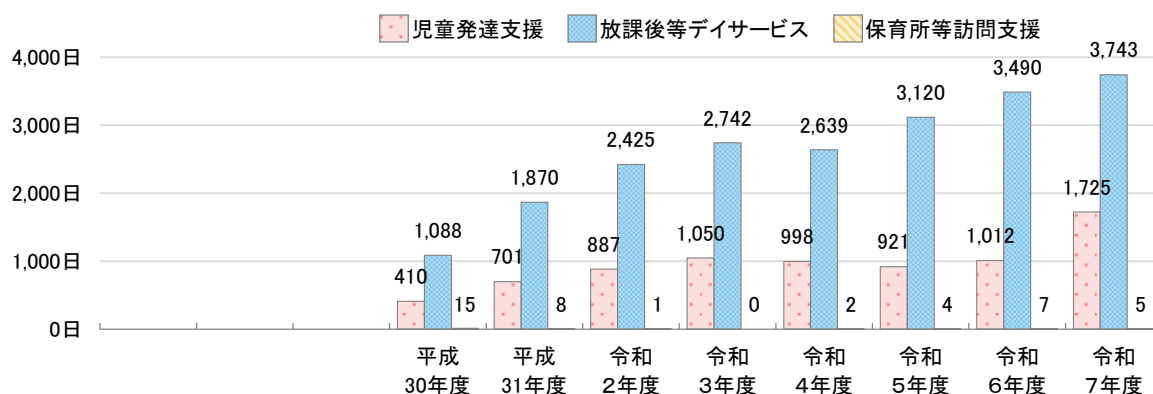
障害児通所支援等における利用者数の推移を見ると、障害児相談支援が平成30年度の34人から令和7年度には67人へと約2倍に増加しています。サービス別では、放課後等デイサービスが42人（平成30年度19人）、児童発達支援が25人（同15人）となっており、いずれも増加傾向で推移しています。

これに伴い延べ利用日数も大幅に増加しており、令和7年度には放課後等デイサービスが3,743日（平成30年度1,088日）、児童発達支援が1,725日（同410日）となっています。

図表 23：障害児通所支援等利用者数の推移



図表 24：障害児通所支援等延べ利用日数の推移



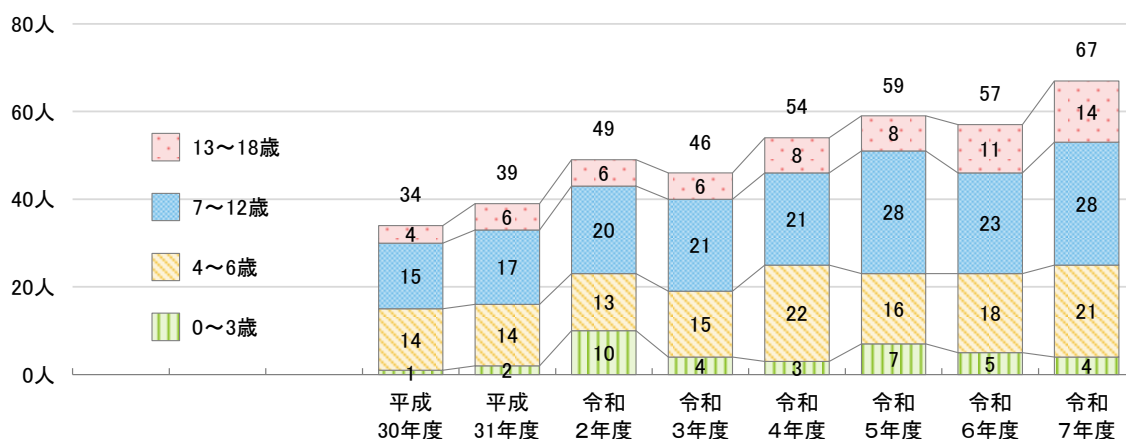
〔出典〕福祉課（各年度3月31日現在）

※延べ利用日数は、障害児相談支援を除く各年度4月から3月までの合算値。

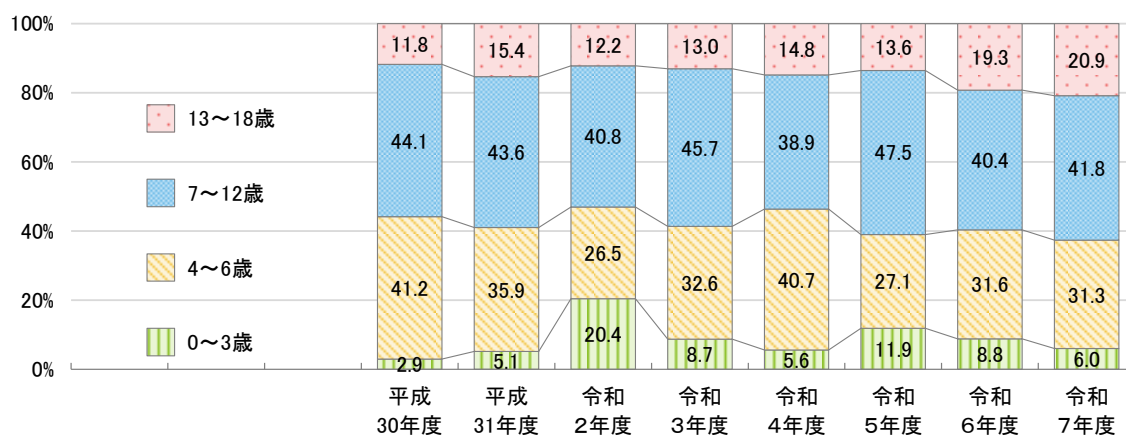
年齢階層別（令和7年度）の構成割合を見ると、7～12歳が28人（41.8%）と最も多く、次いで4～6歳が21人（31.3%）、13～18歳が14人（20.9%）、0～3歳が4人（6.0%）となっています。

推移としては、7～12歳の小学生年代が常に全体の約4割を占めて中心となっているほか、近年では13～18歳の中高生世代の割合が増加傾向にあります。

図表 25：年齢階層別障害児通所支援利用児童数の推移



図表 26：年齢階層別障害児通所支援利用児童数の構成割合

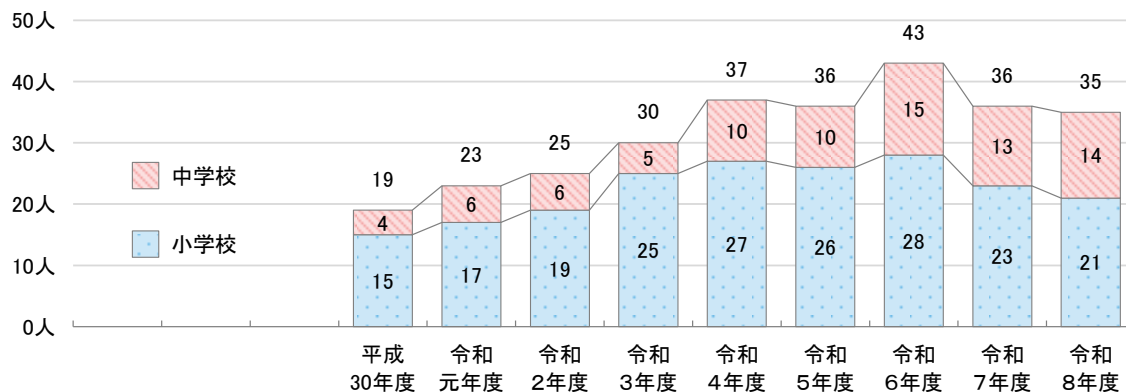


〔出典〕福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の在籍者数は、平成30年度以降増加傾向で推移し、令和6年度には43人となりました。その後は減少し、令和8年度では小学校21人、中学校14人の計35人となっています。

図表 27：特別支援学級在籍者数の推移

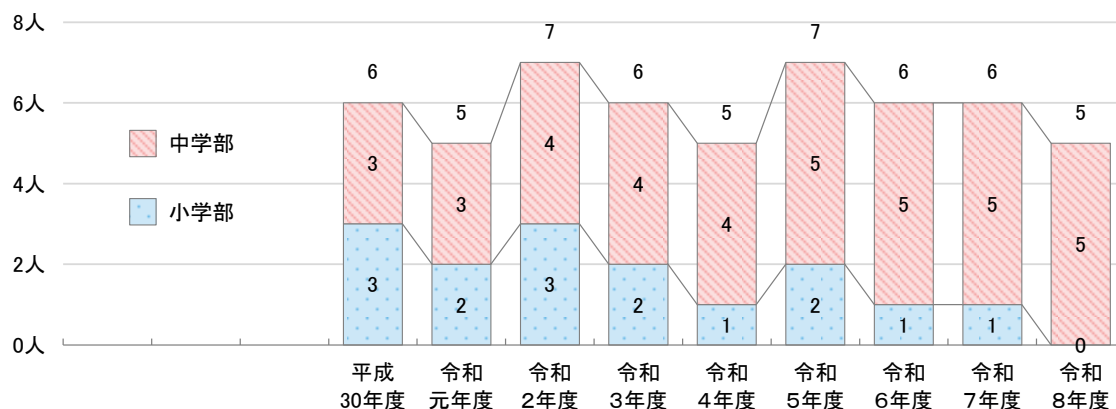


[出典] 学校教育課（各年5月1日現在）

(3) 特別支援学校の在籍者数

特別支援学校の小学部及び中学部の在籍者数は、平成30年度以降5～7人で推移しています。令和8年度では小学部の在籍者はおらず、中学部5人となっています。

図表 28：特別支援学校在籍者数（小学部・中学部）の推移



[出典] 学校教育課（各年5月1日現在）

※高等部については把握が困難なため、小学部及び中学部の在籍者数を掲載しています。

4 障がい者の雇用・就業の状況

(1) 職業紹介状況

鹿屋公共職業安定所管内における職業紹介状況（令和7年度）は、新規求職申込 448 件、新規登録 168 件、紹介 781 件、就職 220 件となっています。すべての項目で精神障がい者の件数が最も多く、就職件数の合計は、平成 30 年度の 250 件から令和 7 年度には 220 件となっており、近年は 200 件台前半で推移しています。

図表 29：鹿屋公共職業安定所管内における障がい者の職業紹介状況

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申 込 規 定 求 職 件 数	身体障がい者	133	125	107	104	132	129	117	111
	知的障がい者	51	46	47	59	66	53	78	50
	精神障がい者	164	158	164	186	210	215	186	257
	その他	21	19	20	31	39	28	20	30
	合計	369	348	338	380	447	425	401	448
新 規 登 録 件 数	身体障がい者	44	44	41	50	44	56	39	41
	知的障がい者	21	24	26	25	28	20	28	13
	精神障がい者	43	55	72	100	82	83	77	101
	その他	5	10	10	22	28	13	11	13
	合計	113	133	149	197	182	172	155	168
紹 介 件 数	身体障がい者	258	284	196	138	170	212	137	183
	知的障がい者	75	66	41	85	72	48	83	70
	精神障がい者	432	462	368	343	387	402	361	476
	その他	60	37	17	32	51	48	39	52
	合計	825	849	622	598	680	710	620	781
就 職 件 数	身体障がい者	72	73	59	47	47	63	52	55
	知的障がい者	34	31	26	30	33	30	36	20
	精神障がい者	125	114	106	120	125	117	108	129
	その他	19	14	12	17	20	12	15	16
	合計	250	232	203	214	225	222	211	220

[出典] 鹿屋公共職業安定所（各年度3月31日現在）※所管内全体の数値

(2) 障がい種別有効求職者数

障がい種別有効求職者数は、平成 30 年度の 373 人から令和 4 年度（613 人）をピークに令和 7 年度は 421 人となっています。種別（令和 7 年度）では精神障がい者が 220 人（52.3%）と過半数を占め、次いで身体障がい者（122 人）、知的障がい者（61 人）となっています。

図表 30：鹿屋公共職業安定所管内における障がい種別有効求職者数の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障がい者	156	193	217	230	243	244	154	122
知的障がい者	53	37	76	91	89	75	62	61
精神障がい者	144	175	196	241	245	229	189	220
その他	20	22	24	32	36	35	20	18
合計	373	427	513	594	613	583	425	421

[出典] 鹿屋公共職業安定所（各年度3月31日現在）※所管内全体の数値

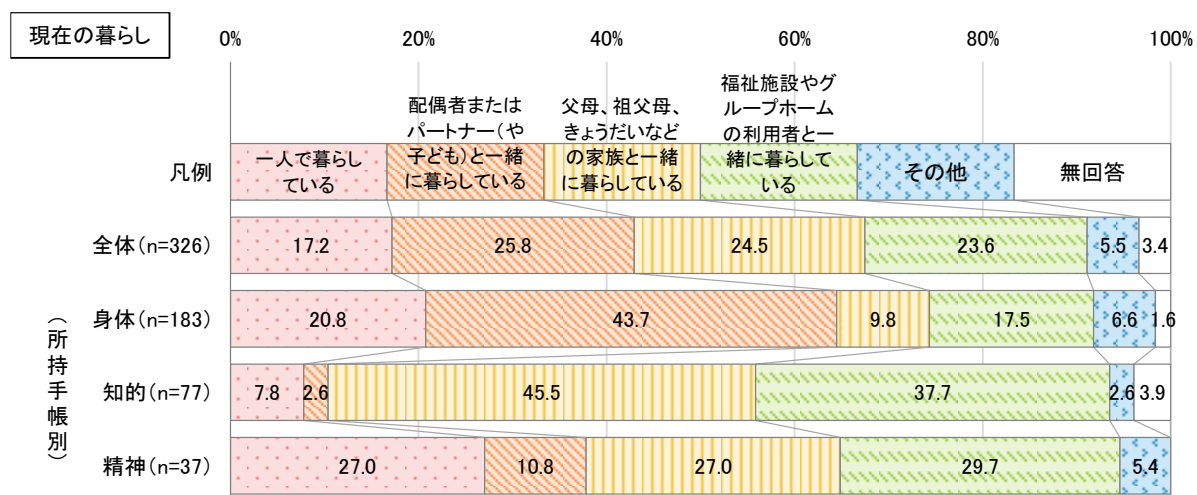
第2節 障がいに関するアンケート結果概要

1 障がいのある人の生活・暮らしの現状

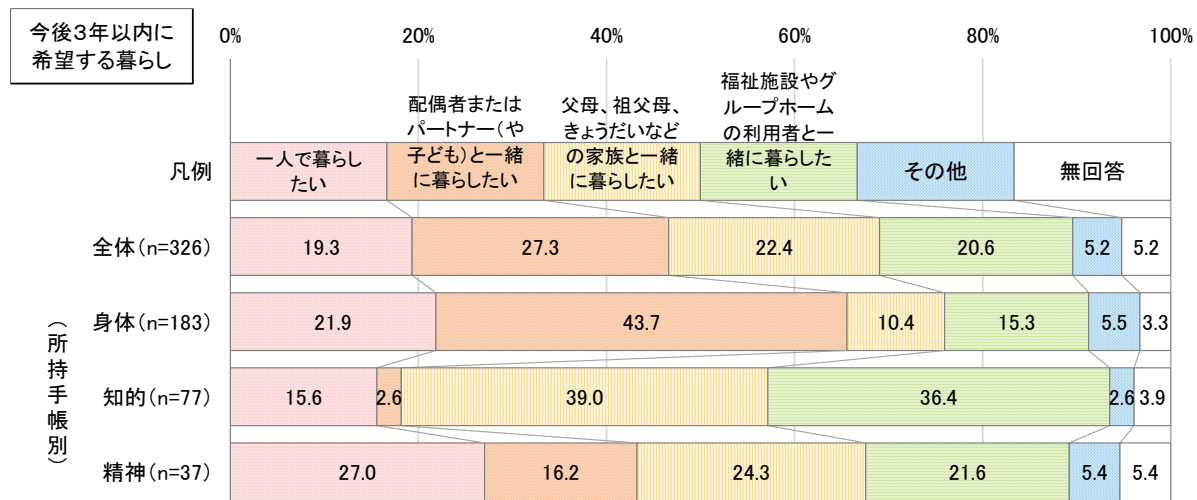
現在の暮らしについては、全体で「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が25.8%で最も高く、次いで「父母、祖父母、きょうだいなどの家族と一緒に暮らしている」が24.5%、「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている」が23.6%となっています。

今後3年以内に希望する暮らしについては、全体で「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が27.3%で最も高く、次いで「父母、祖父母、きょうだいなどの家族と一緒に暮らしたい」が22.4%、「福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい」が20.6%、「一人で暮らしたい」が19.3%となっています。

図表 31：現在どのように暮らしていますか



図表 32：今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか

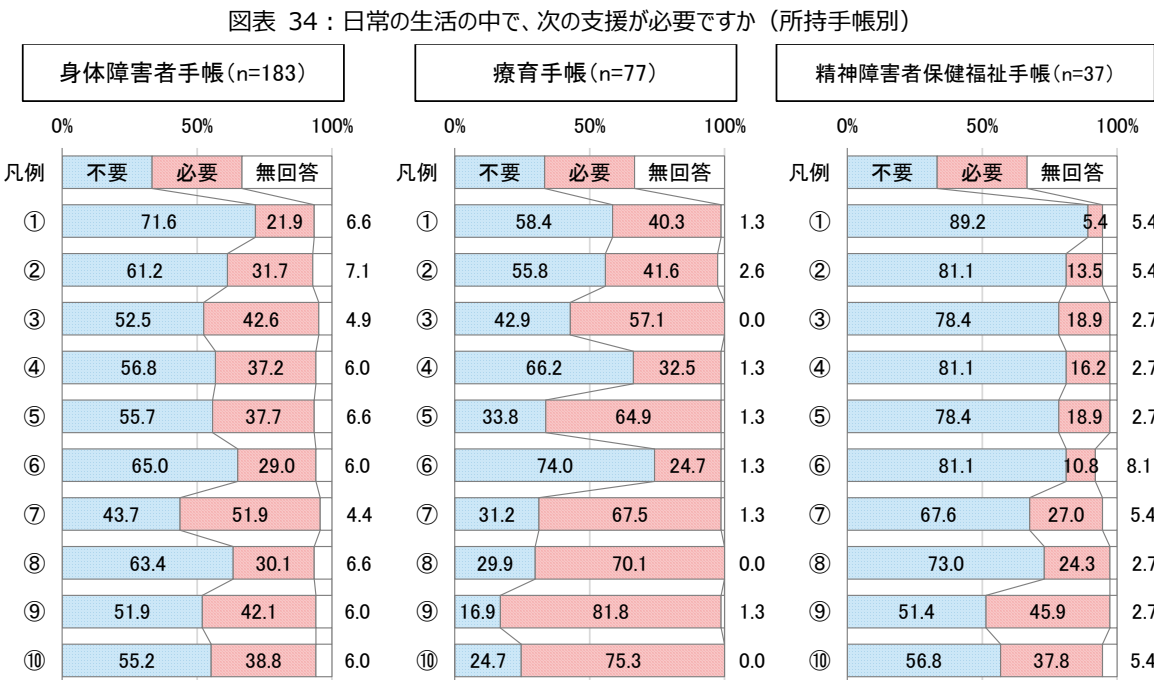
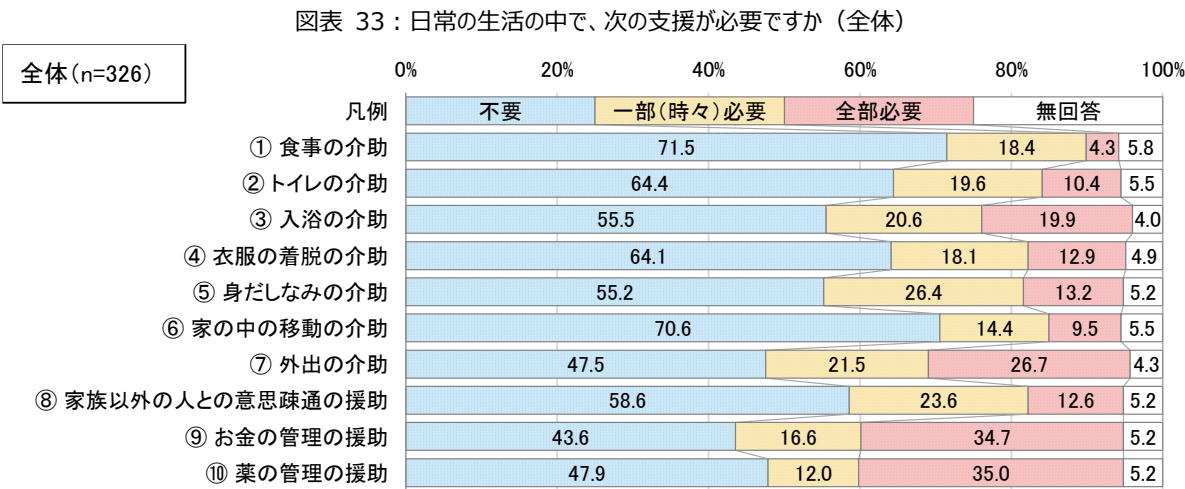


2 日常生活に必要な支援

(1) 日常生活の中で必要な支援

日常生活の中で必要な支援について、全体で支援が「必要（一部必要・全部必要の合算）」と回答した割合は、「⑨お金の管理の援助」（51.3%）が最も高く、次いで「⑦外出の介助」（48.2%）、「⑩薬の管理の援助」（47.0%）となっています。

所持手帳別に見ると、療育手帳所持者では支援を必要とする割合が比較的高く、特に「⑨お金の管理の援助」（81.8%）、「⑩薬の管理の援助」（75.3%）、「⑧家族以外の人との意思疎通の援助」（70.1%）で7割以上となっています。

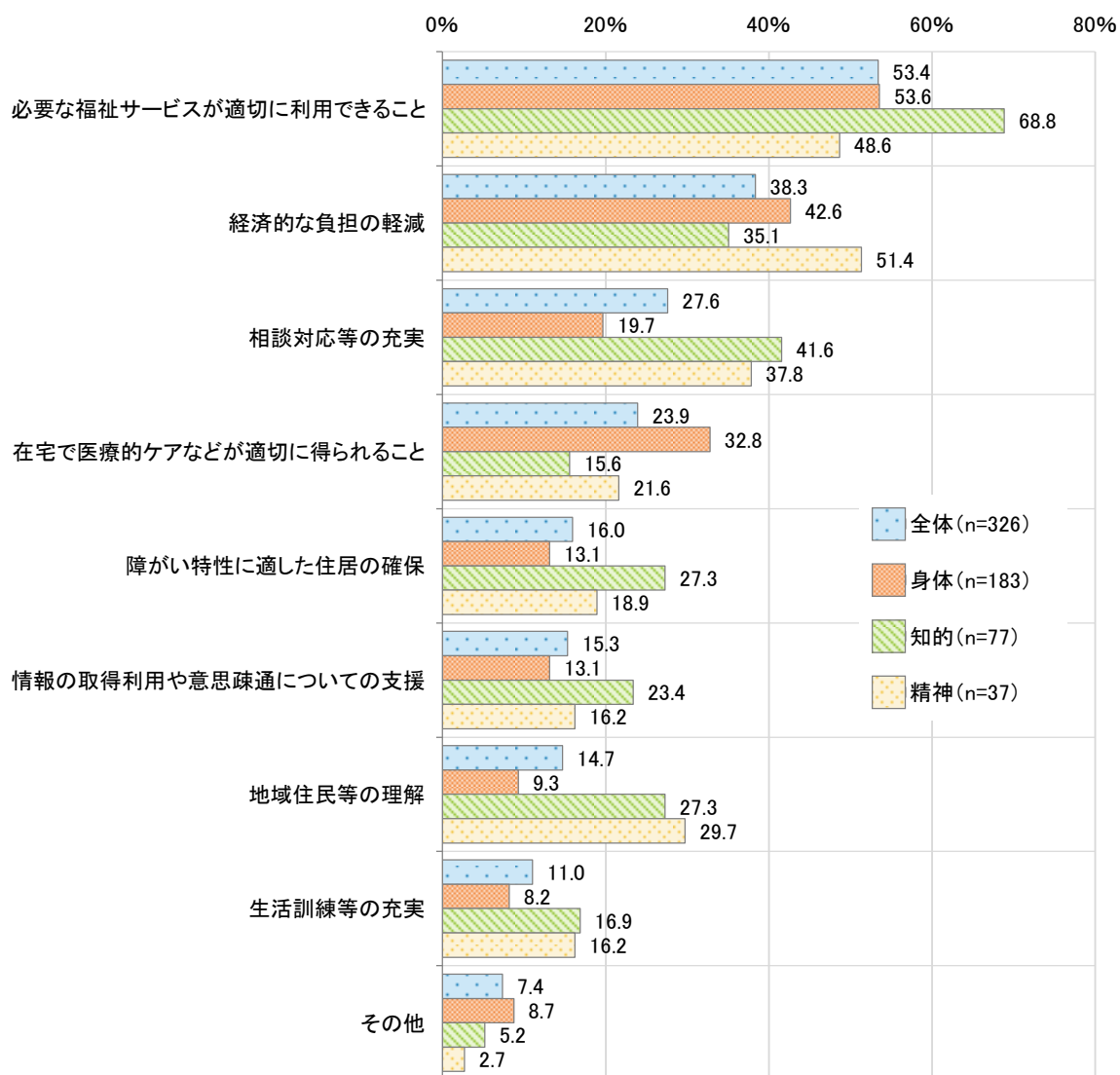


※「必要」は「一部（時々）必要」及び「全部必要を合算」の合算値です。

（2）希望する暮らしを送るために必要だと思う支援

また、希望する暮らしを送るために必要な支援については、全体で「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が 53.4%で最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が 38.3%、「相談対応等の充実」が 27.6%となっています。手帳種別で見ると、知的では「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が 68.8%となっています。精神では「経済的な負担の軽減」（51.4%）が高くなっています。

図表 35：希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか



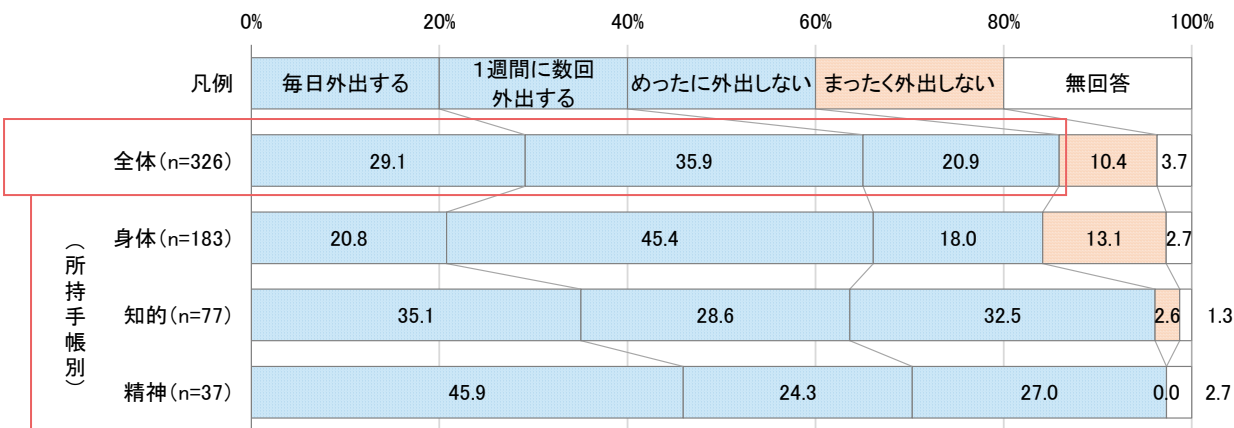
※選択肢は、全体の割合が高い順に並んでいます。

3 地域での生活・社会参加

(1) 外出について

1 週間にどの程度外出するかについては、全体で「1 週間に数回外出する」が 35.9%で最も高く、次いで「毎日外出する」が 29.1%となっています。一方、「めったに外出しない」「まったく外出しない」を合わせた外出頻度の低い割合は 31.3%となっています。また、外出する時に困ることについては、「公共交通機関が少ない（ない）」が 21.4%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 20.4%、「外出にお金がかかる」が 18.9%となっています。

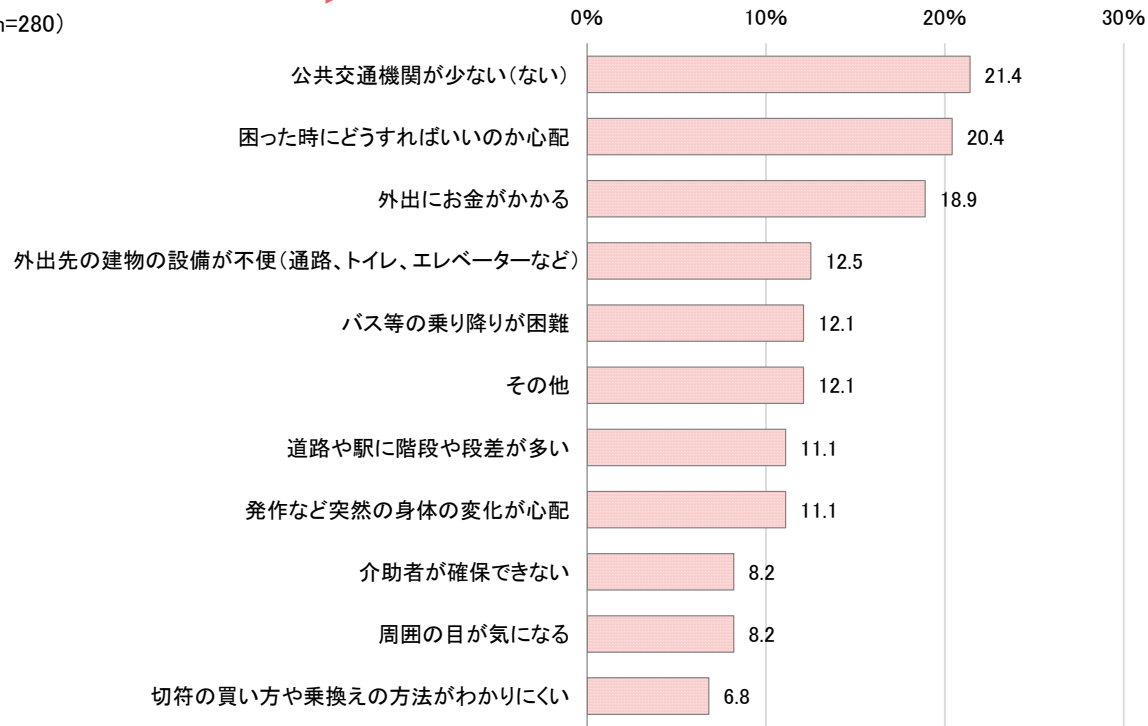
図表 36：1 週間にどの程度外出しますか



(まったく外出しない以外の回答者)

(n=280)

図表 37：外出する時に困ることは何ですか



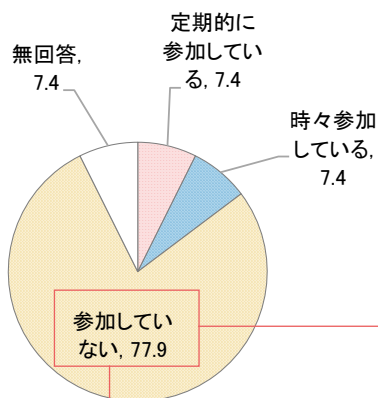
※選択肢は、全体の割合が高い順に並べています。

(2) 障がいがある方の交流の場について

障がいのある人との交流や集まりについては、「参加していない」が 77.9%となっています。一方、交流できる場があった場合、「ぜひ利用したい」と「機会があれば利用したい」を合わせた割合は 31.5%となっています。利用したい場については、0～17 歳では「一緒に活動する場（趣味・スポーツなど）」「相談できる場」「情報交換できる場」が 18 歳以上と比べて高くなっています。また、知的障がい者では「一緒に活動する場」や「食事ができる場」が 4 割程度と、他の障がい種別と比較して高くなっています。

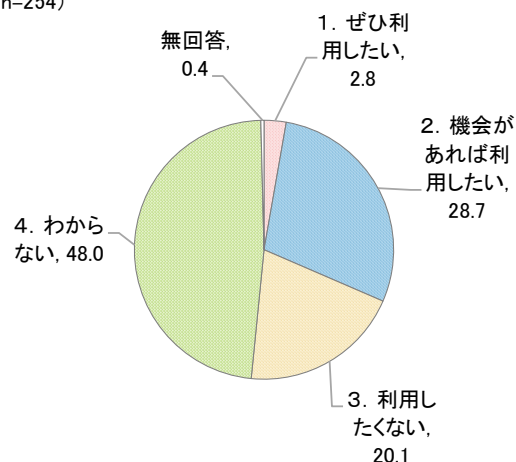
図表 38：障がいのある人との交流や集まりに参加していますか

(n=326)

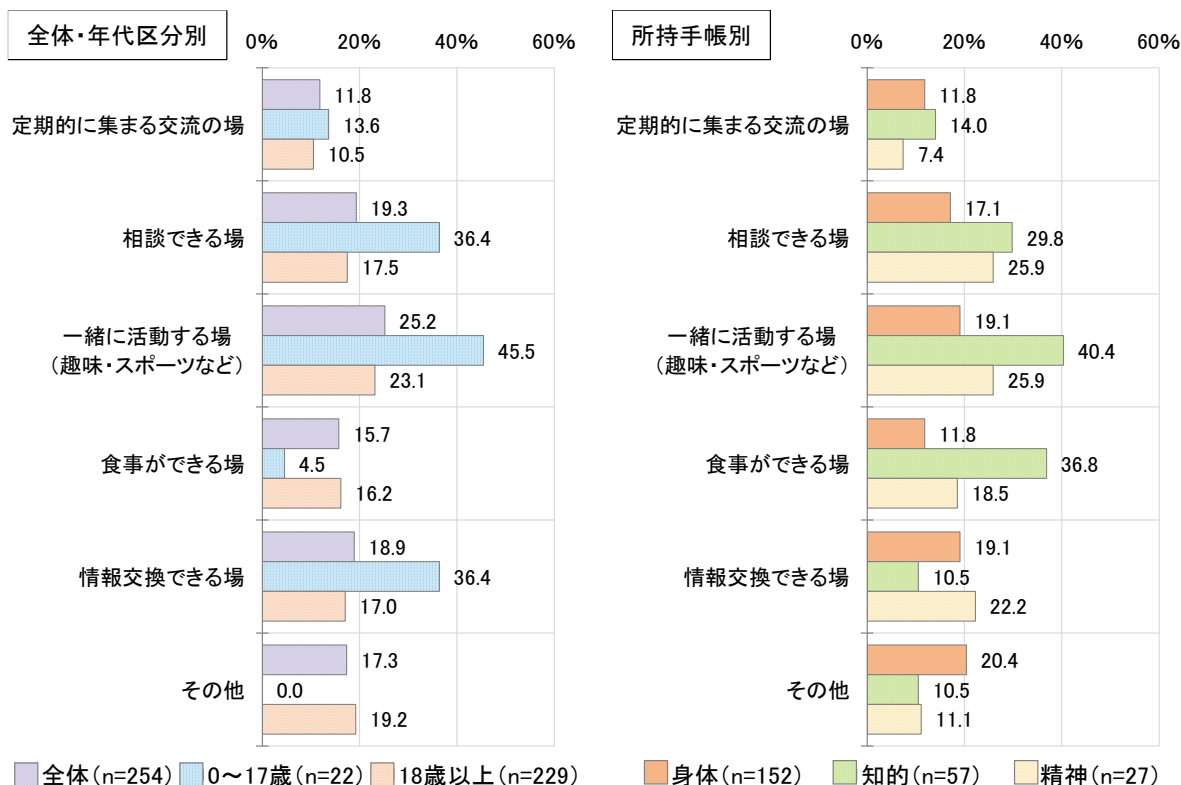


図表 39：気軽に集い、交流できる場があったら利用したいですか

(n=254)



図表 40：どのような場があったら利用したいですか

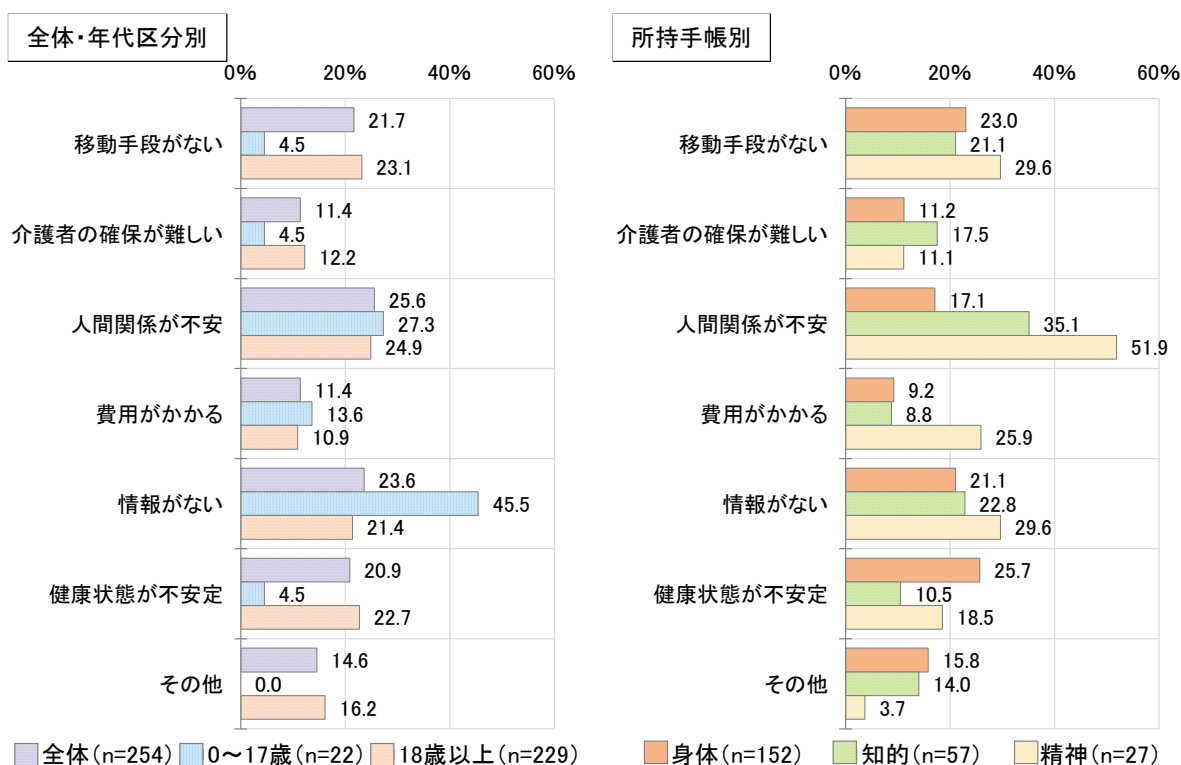


交流の場に参加する際の課題や不安については、「人間関係が不安」が25.6%で最も高く、次いで「情報がない」が23.6%、「移動手段がない」が21.7%となっています。

年齢区分別では、0～17歳で「情報がない」が45.5%と18歳以上に比べて特に高く、「人間関係が不安」も27.3%となっています。

所持手帳別では、知的障がい者で「人間関係が不安」が35.1%、精神障がい者では51.9%と高くなっています。また、精神障がい者では「移動手段がない」「情報がない」がともに29.6%、「費用がかかる」が25.9%となっており、複数の項目で他の障がい種別を上回っています。

図表 41：交流の場に参加する際の課題や不安は何ですか



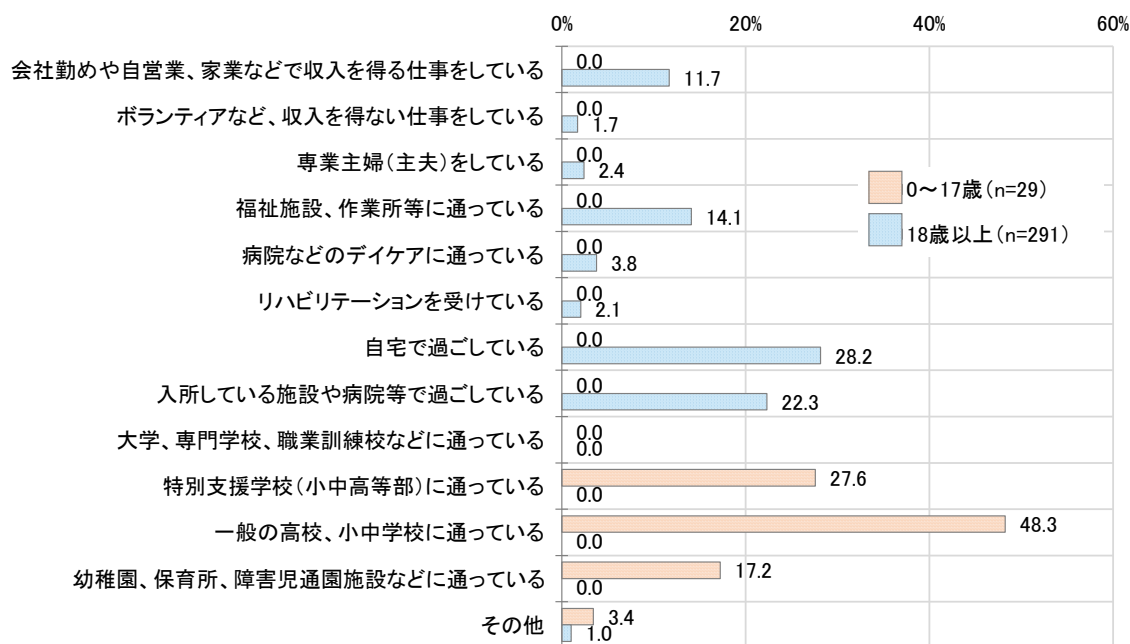
4 日中活動・就労

(1) 平日日中の主な過ごし方

平日の日中の過ごし方について、0～17歳では「一般の高校、小中学校に通っている」が48.3%で最も高く、次いで「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が27.6%、「幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている」が17.2%となっています。

18歳以上では「自宅で過ごしている」が28.2%で最も高く、次いで「入所している施設や病院等で過ごしている」が22.3%、「福祉施設、作業所等に通っている」が14.1%、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が11.7%となっています。

図表 42：平日の日中を主にどのように過ごしていますか

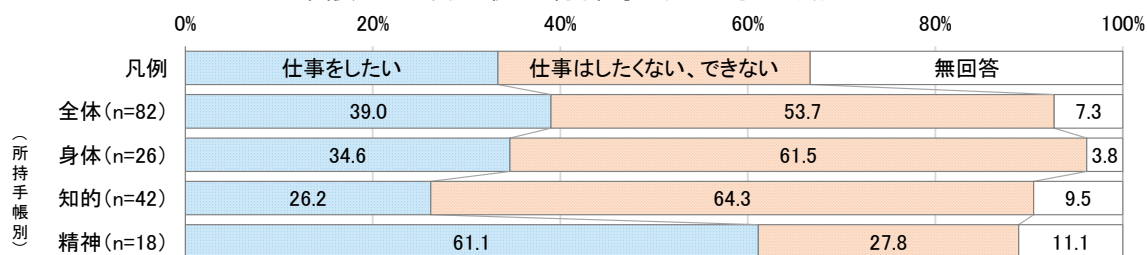


(2) 今後の就労に関する意向（18～64歳）

現在収入を得る仕事をしていない18～64歳の方を対象に、今後収入を得る仕事をしたいか尋ねたところ、全体で「仕事はしたくない、できない」が53.7%、「仕事をしたい」が39.0%となっています。

手帳種別で見ると、身体（61.5%）および知的（64.3%）では「仕事はしたくない、できない」が6割を超えているのに対し、精神では「仕事をしたい」が61.1%と6割を超えています。

図表 43：今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか



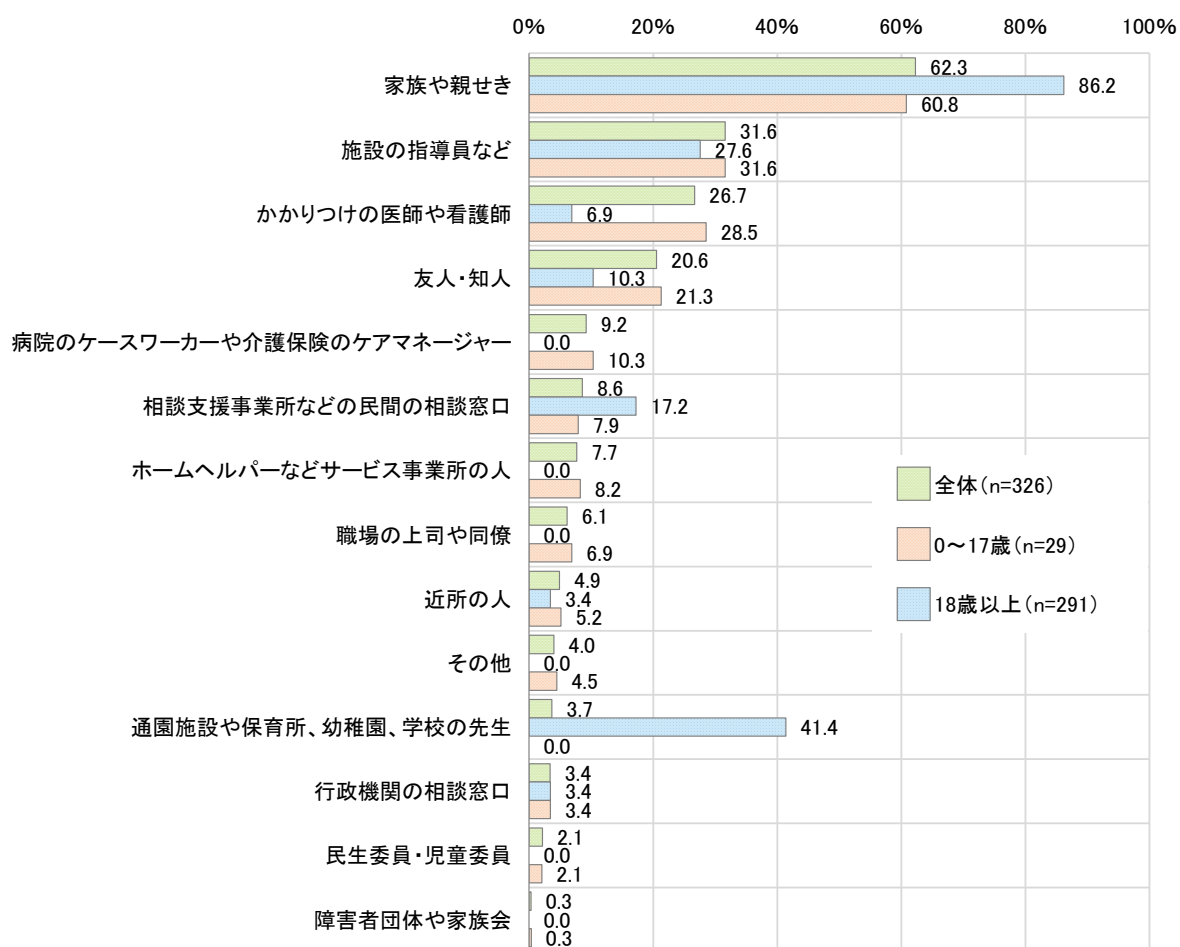
5 相談支援

(1) 悩みや困ったことの相談相手

普段、悩みや困ったことを相談する相手については、全体で「家族や親せき」が 62.3%で最も高く、次いで「施設の指導員など」が 31.6%、「かかりつけの医師や看護師」が 26.7%となっています。

年齢別で見ると、0～17 歳では「家族や親せき」（86.2%）に次いで「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」（41.4%）が高くなっています。18 歳以上では「家族や親せき」（60.8%）に次いで「施設の指導員など」（31.6%）、「かかりつけの医師や看護師」（28.5%）が高くなっています。

図表 44：普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか

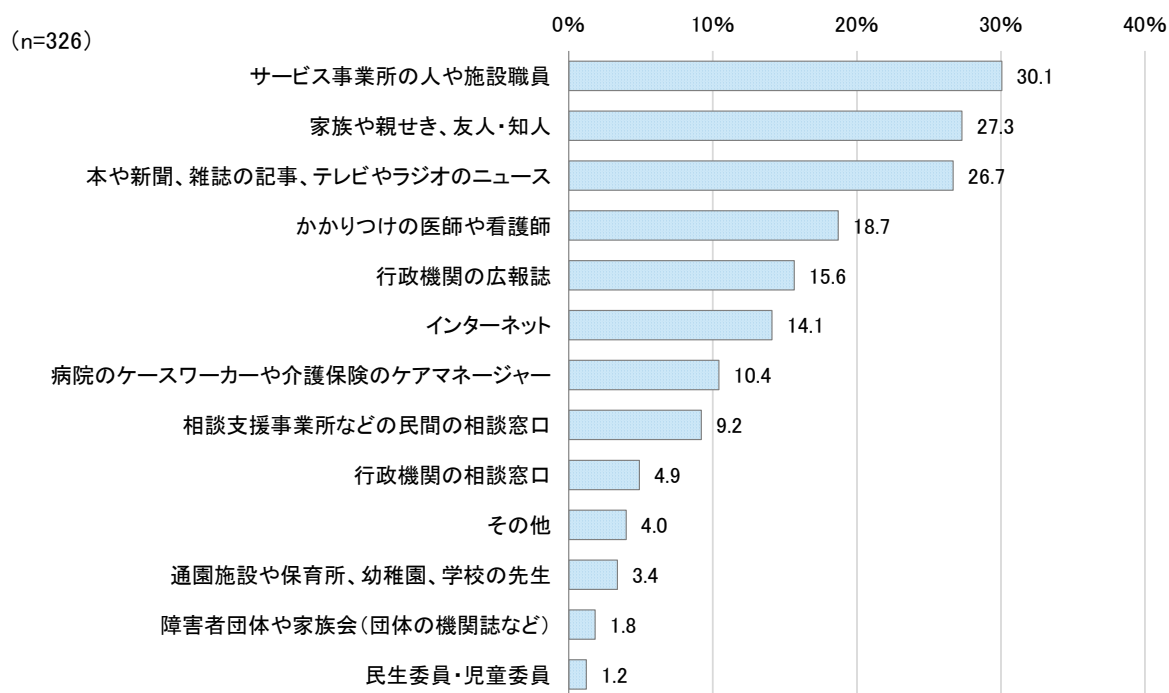


※選択肢は、全体の割合が高い順に並べています。

(2) 情報の入手先

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「サービス事業所の人や施設職員」が30.1%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が27.3%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が26.7%となっています。

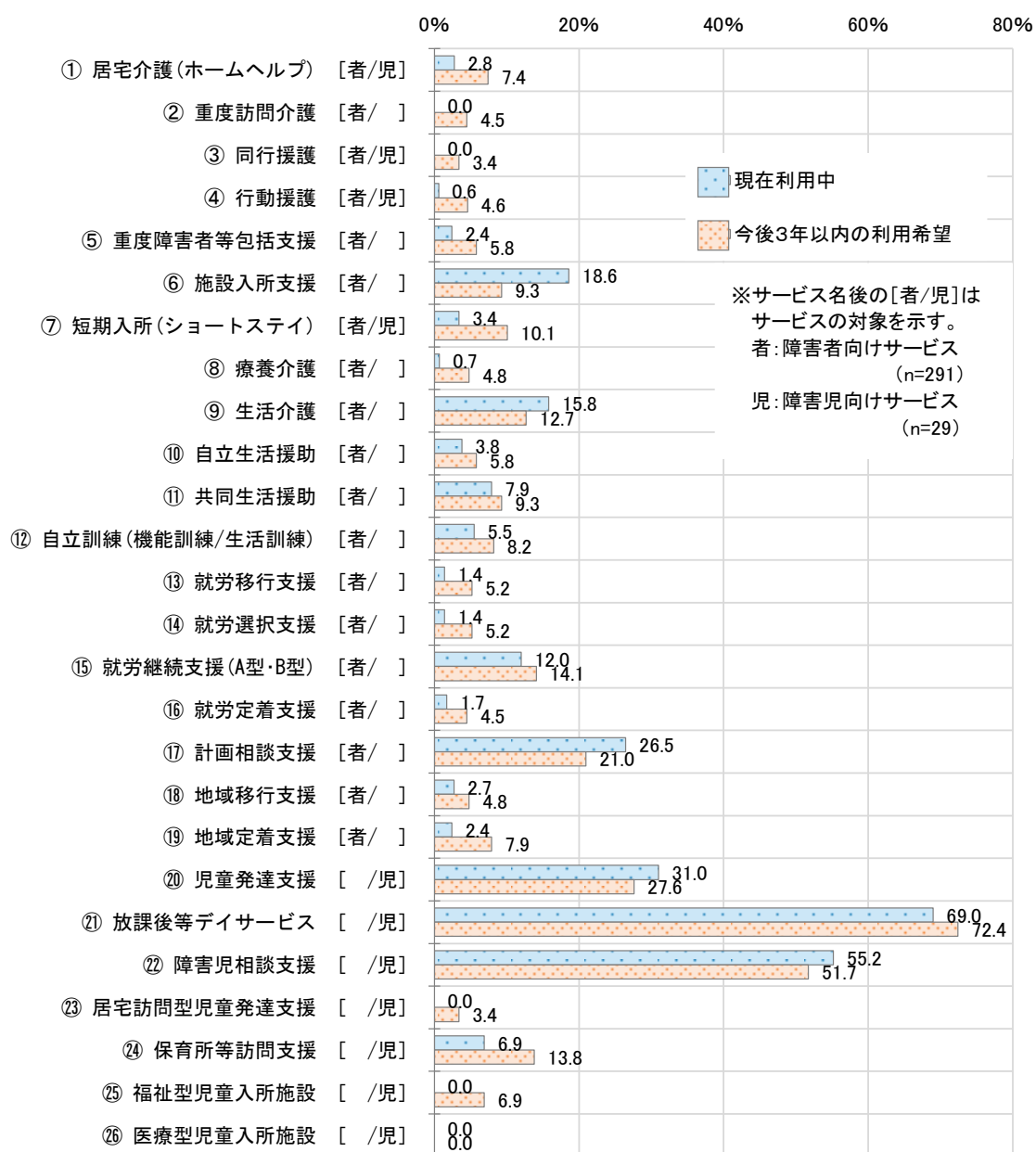
図表 45：障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか



6 障害福祉サービスの利用状況・利用意向

障害福祉サービスの現在利用中および今後の利用希望の割合をみると、障がい児向けサービスでは「㉑放課後等デイサービス」（利用中 69.0%・希望 72.4%）や「㉒障害児相談支援」（55.2%・51.7%）が高くなっています。一方、障がい者向けサービスでは「㉑計画相談支援」（26.5%・21.0%）が最も高く、次いで「㉒施設入所支援」（18.6%・9.3%）、「㉓生活介護」（15.8%・12.7%）、「㉔就労継続支援（A型・B型）」（12.0%・14.1%）となっています。

図表 46：障害福祉サービスの利用状況・利用意向



※サービス対象に応じて、回答者の年齢（18歳未満・18歳以上）ごとに集計対象を分けて掲載しています。

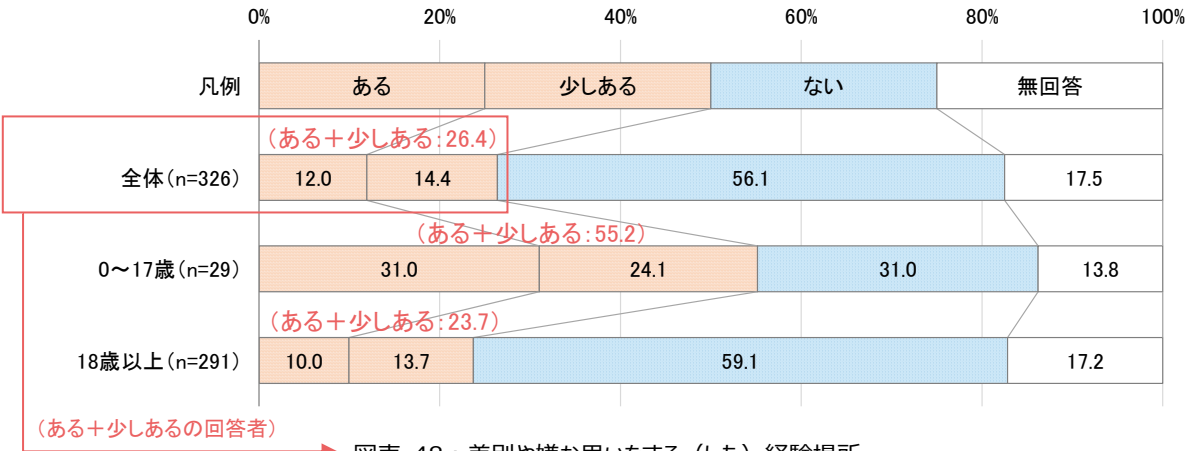
7 権利擁護・災害時避難

(1) 権利擁護

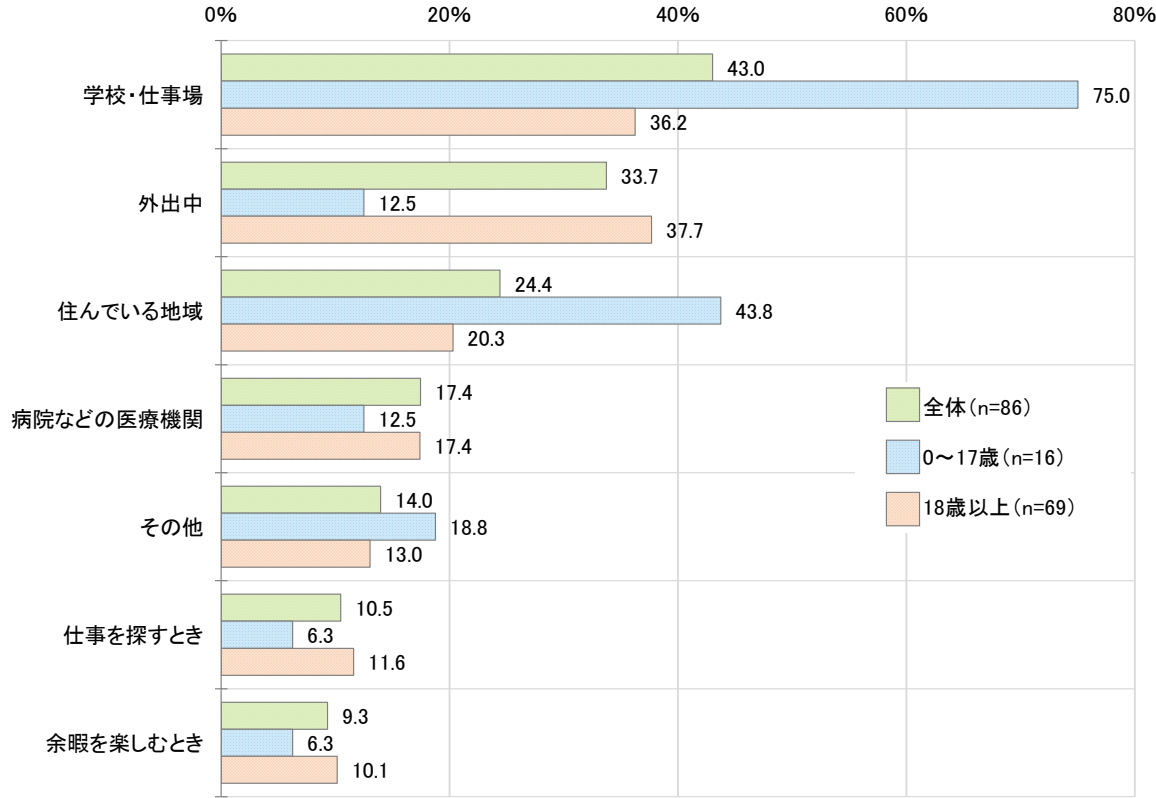
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験については、「ない」が 56.1%となっている一方、「ある」（12.0%）と「少しある」（14.4%）を合わせた割合は 26.4%となっています。年齢別で見ると、0～17 歳では「ある」「少しある」を合わせた割合が 55.2%と半数を超えています。

また、経験がある人を対象としたその場所については、全体で「学校・仕事場」が43.0%で最も高く、次いで「外出中」が 33.7%、「住んでいる地域」が 24.4%となっています。0～17 歳では「学校・仕事場」が 75.0%と極めて高くなっています。

図表 47：障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか



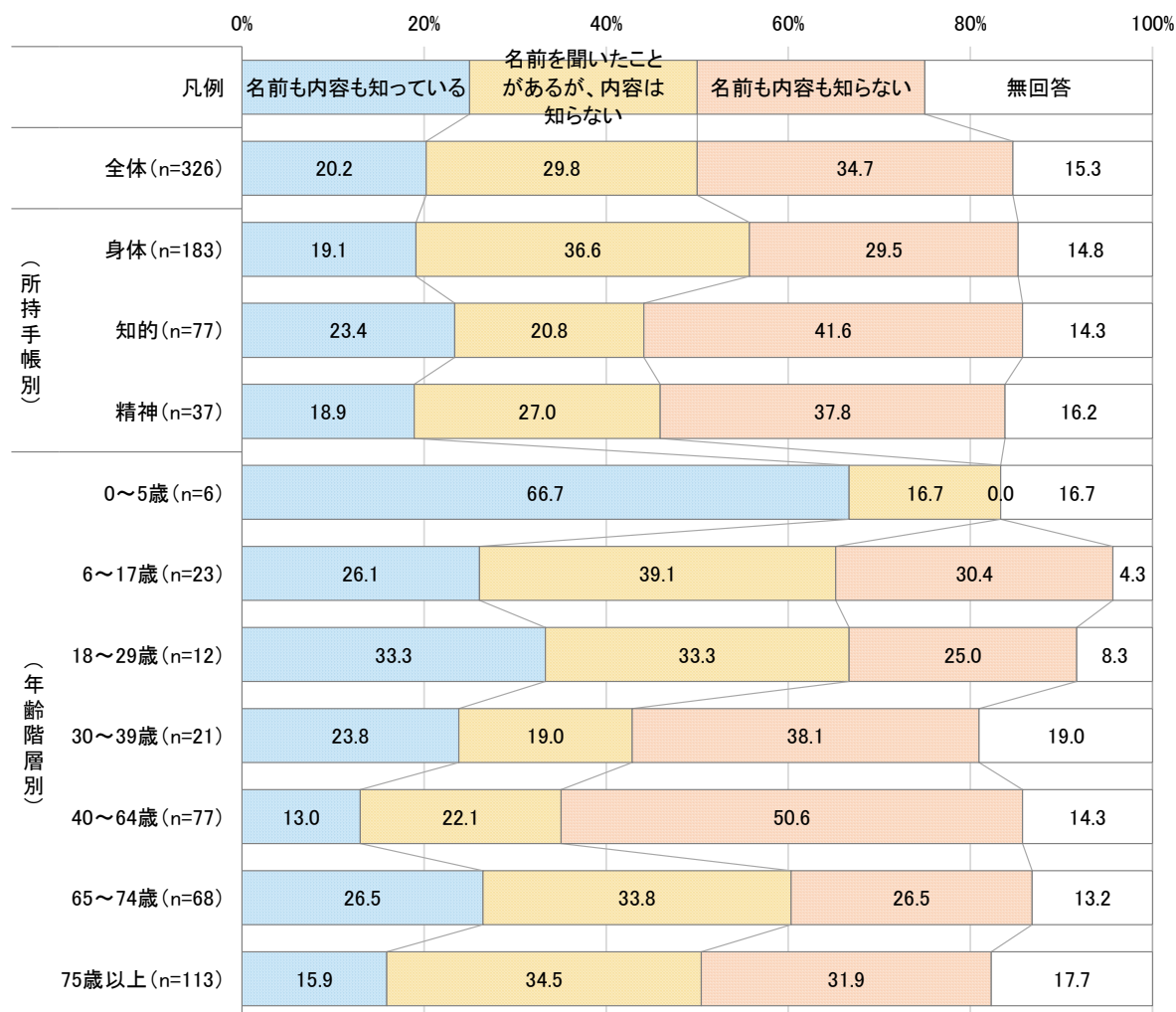
図表 48：差別や嫌な思いをする（した）経験場所



成年後見制度を知っている、または名前を聞いたことがある割合は、全体で「名前も内容も知らない」が 34.7%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 29.8%、「名前も内容も知っている」が 20.2%となっています。

所持手帳別で見ると、身体（55.7%）が最も高くなっています。また年齢階層別で見ると、認知度は 18～29 歳（66.6%）や 65～74 歳（60.3%）、6～17 歳（65.2%）で 6 割を超えている一方、40～64 歳では「名前も内容も知らない」が 50.6%と半数を超えています。

図表 49：成年後見制度の認知状況



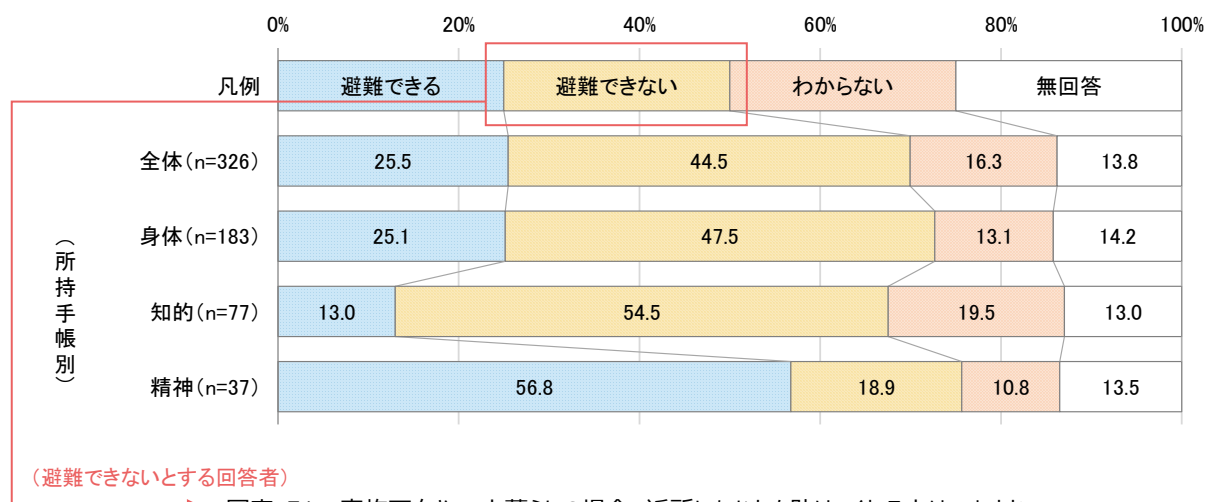
※年齢階層別の0～5歳（n=6）はサンプル数が少ないため、解釈には留意が必要です。

(2) 災害時避難

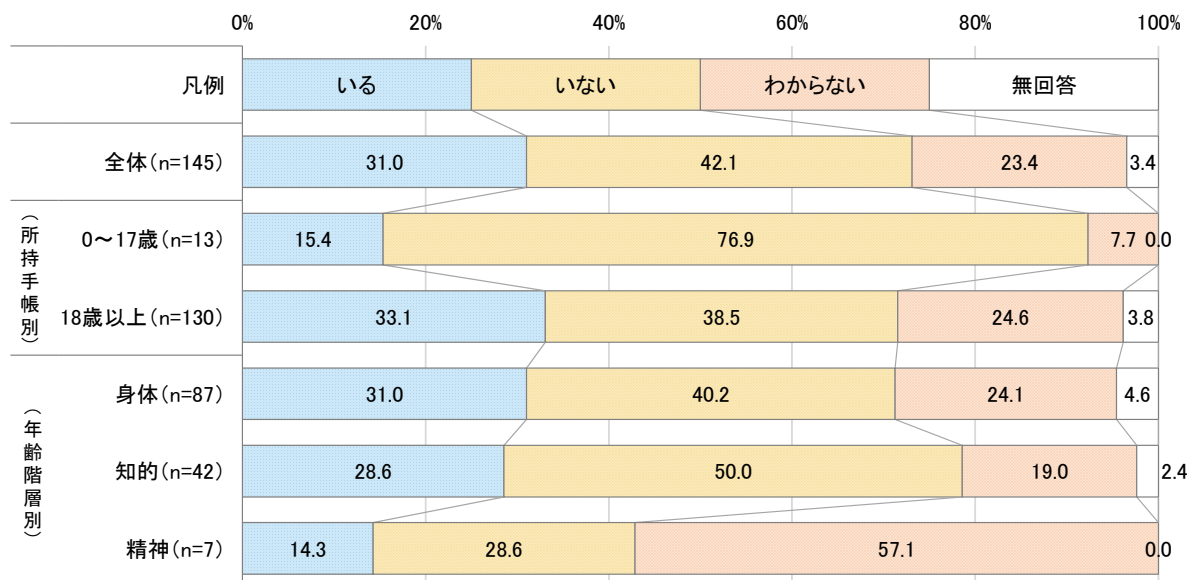
火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについては、全体で「避難できない」が44.5%で最も高く、「避難できる」は25.5%となっています。所持手帳別で見ると、知的では「避難できない」が54.5%と半数を超えている一方、精神では「避難できる」が56.8%と半数を超えています。

また、家族不在や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人がいるか（「避難できない」とする回答者）については、全体で「いない」が42.1%で最も高く、「いる」は31.0%となっています。年齢階層別で見ると、0～17歳では「いない」が76.9%と約8割を占めています。

図表 50：火事や地震等の災害時に一人で避難できますか



図表 51：家族不在や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか



第3章 障害者計画

第3章 障害者計画

第1節 基本理念

国の基本理念である「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものである」との考え方を踏まえ、本市においても、全ての市民が住み慣れた地域において、安心して生き生きと自立した生活を送るために、誰も排除されない、誰も差別されない社会、ともに生き、支えあう社会づくりを目指してきました。

本計画においてもこの考え方を本市福祉の揺るぎない根幹として位置付け、これまでの基本理念を継承しながら、障がい福祉に係る各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「垂水市障害者計画」「第8期垂水市障害福祉計画及び第4期垂水市障害児福祉計画」を策定し、一体的な施策の展開を図るものです。

基本理念

障がい者の自立と社会参加を
推進するまちづくり



第2節 施策の体系及び推進体制

1 施策の体系

本計画の推進にあたっては、すべての市民が住み慣れた地域で安心して生き生きと自分らしい生活を継続できるよう、多様な支援を持続的に提供する体制を構築します。そして、基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標のもとで施策・事業を総合的に展開します。

図表 52：施策の体系

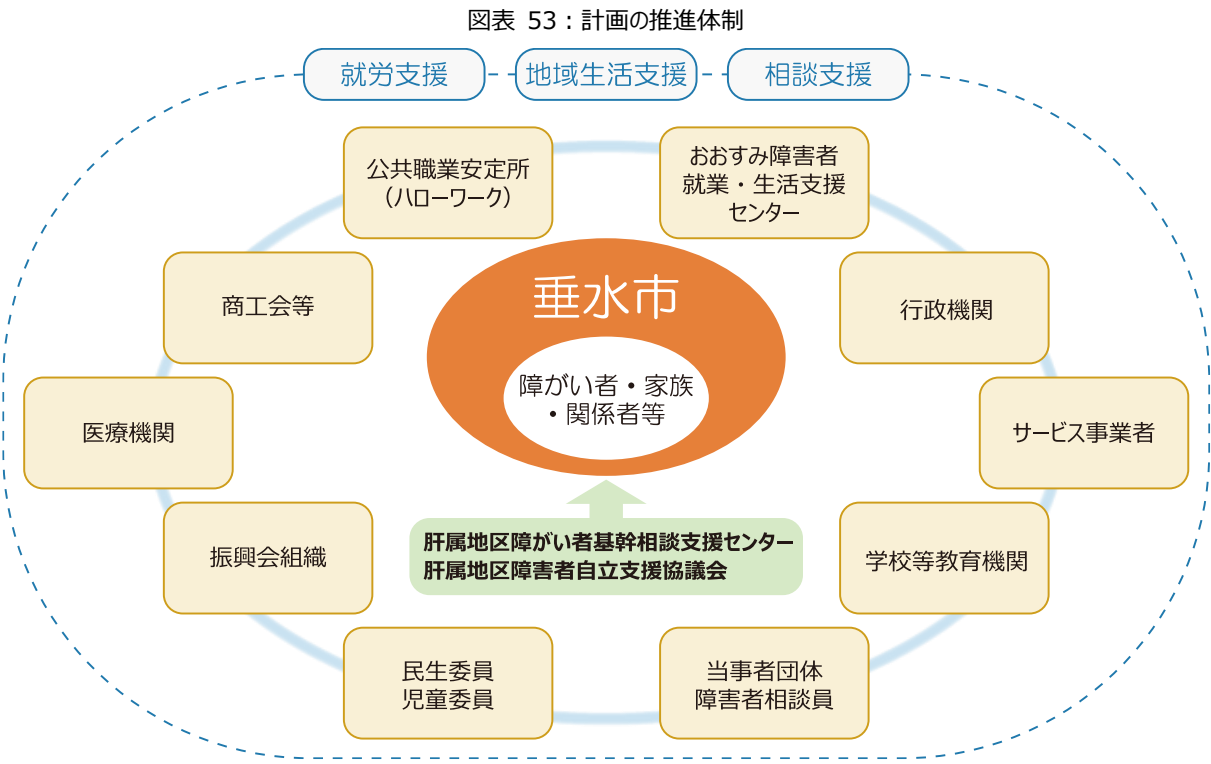
（基本目標）		（施策の展開）	
基本理念 障がい者の自立と社会参加を推進するまちづくり	1 理解促進・権利擁護 (互いに認め合い支え合う)	(1) 障がい理解・福祉教育の推進	(2) 差別解消と合理的配慮の推進
		(3) 権利擁護・虐待防止の推進	
	2 相談支援・地域生活支援 (地域で安心して暮らす)	(1) 相談支援体制の充実	(2) 地域生活支援体制の充実
		(3) 地域福祉活動・社会参加の推進	(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進
	3 生活環境・防災 (安全で暮らしやすく 安心な地域をつくる)	(1) 住まいの確保と居住環境の整備	(2) 移動支援・交通環境の充実
		(3) バリアフリー環境の整備	(4) 防災・防犯体制の推進
	4 教育・療育 (一人ひとりに応じた育ちを支える)	(1) 幼児教育・療育の充実	(2) インクルーシブ教育の推進
		(3) 切れ目のない支援体制の充実	
	5 雇用・就労 (希望に応じて働く)	(1) 就労に向けた支援	(2) 福祉的就労の充実
		(3) 就労定着支援の推進	(4) 多様な就労機会の確保
	6 保健・医療 (心身の健康を支える)	(1) 健康づくりと疾病予防の推進	(2) 医療体制・医療費助成の充実
		(3) リハビリテーションの推進	
	7 情報アクセシビリティ・コミュニケーション (誰もが円滑に情報を 得て意思疎通できる)	(1) 情報アクセシビリティの向上	(2) 多様なコミュニケーション支援の充実
		(3) ICT・デジタル活用の推進	

2 計画の推進体制

本計画では、基本理念を実現するために7つの基本目標を設定し、各種施策に積極的に取り組むこととします。

また、本計画を推進し目標を達成するためには、市民、事業者、ボランティア、関係機関及び行政の協働が不可欠です。これら各主体による連携を基礎として、「肝属地区障害者自立支援協議会（肝属地区障がい者基幹相談支援センター）」を中心に、障がい者・障がい児の保護者や介護者、関係機関等による連絡調整や支援体制に関する協議を行い、地域における支援網の充実を図ります。

さらに、本市の実情に即したより効果的な施策展開を図るため、当事者の参加・協力や意見を反映できる機会を設けるとともに、庁内各課の緊密な連携のもと、各種施策を総合的に推進します。あわせて、障がい者の権利利益を侵害することがないよう、性別や障がいの状態に応じた必要かつ合理的配慮の提供を行うなど、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。



第3節 施策の展開

1 理解促進・権利擁護

☑目指す姿 互いに認め合い支え合う

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、地域社会の一員として支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

今回実施したアンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」と「少しある」を合わせた割合が26.4%となっており、障がいや障がいのある人に対する理解の促進と、差別の解消に向けた取組を引き続き進めていくことが重要です。

そのため、市民一人ひとりの障がいや障がいのある人への理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の普及・定着を図ります。また、障がいのある人の権利を守るため、権利擁護の推進や虐待の防止、成年後見制度の利用促進など、一人ひとりの尊厳が守られる環境づくりを進めます。

さらに、障がいのある人が自らの意思に基づき地域で安心して生活し、社会のあらゆる場面に参加できるよう、関係機関や地域住民との連携を図りながら、市民、地域、関係団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、障がいのある人もない人も互いに認め合い、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

本節を読むにあたっての注意点

本節は、現行計画に掲載している施策・事業を基本とし、関係各課への調査結果等を踏まえて、次期計画における施策・事業の構成を検討するための掲載案として作成しています。

検討内容を分かりやすくするため、各事業に次の区分を表示しています。なお、これらの表示は検討段階のものであり、計画素案では削除します。

【調整】 現行計画から事業内容や掲載位置、表現等を見直した事業

【再掲】 他の施策にも掲載している事業のうち、本施策にも関連するため重複して掲載する事業

【追加】 次期計画において新たに掲載する事業

(1) 障がい理解・福祉教育の推進

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し、地域の一員として安心して暮らすことができる共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人への理解を深めることが重要です。

障がいを理由とする偏見や差別をなくし、障がいの特性や必要な配慮について正しく理解してもらうため、広報・啓発活動をはじめ、学校や地域における福祉教育、人権教育、交流活動などを推進します。また、障がいのある人とない人が様々な場面で交流し、相互理解を深める機会の充実を図ることで、障がいに対する理解の促進と共生社会の実現を目指します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1-1-1	広報活動	全ての市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、広報媒体（広報誌、ホームページ等）の活用による広報活動を実施する。また、毎年8月の「人権同和問題啓発強調月間」と12月の「人権週間」に合わせて、障がい者の人権についても広報活動を実施する。	福祉課 社会教育課
1-1-2	福祉教育・人権教育 【調整】	障がいのある人との交流活動やボランティア活動等を通じて福祉教育を推進するとともに、市民を対象とした人権教育研修会を開催し、障がい者に対する理解促進を図る。また、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する理解促進を図る。	学校教育課 社会教育課
1-1-3	人権啓発事業 【調整】	障がいのある人を含めたあらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権意識の普及と高揚を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する理解促進を図る。	市民課 社会教育課
1-1-4	障害者週間における 啓発活動 【調整】	障害者週間に合わせ、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るための啓発活動を実施するとともに、共生社会の実現に向けた意識啓発を推進する。	福祉課

（調整理由）

- **福祉教育・人権教育**：障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する理解促進の視点を追加。
- **人権啓発事業**：従来の人権全般に関する啓発の趣旨を維持しつつ、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する理解促進の視点を追加。
- **障害者週間における啓発活動**：第5次障害者基本計画を踏まえ、共生社会の実現に向けた意識啓発の視点を追加。

(2) 差別解消と合理的配慮の推進

施策の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会のあらゆる分野に主体的に参加していくためには、障がいを理由とする差別の解消と、一人ひとりの障がいの特性や状況に応じた合理的配慮が適切に提供される社会づくりが重要です。

障害者差別解消法の理念に基づき、市民や事業者等への普及啓発を進めるとともに、行政自らが率先して合理的配慮を実践します。また、障がいのある人からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、障がいを理由とする差別の解消と共生社会の実現を推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1-2-1	人権啓発事業 【再掲】【調整】	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮について、市民や事業者等への普及啓発を推進する。	市民課 社会教育課
1-2-2	障害者週間における啓発活動 【再掲】【調整】	障害者週間に合わせ、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るための啓発活動を実施するとともに、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する理解促進を図る。	福祉課

(調整理由)

- **人権啓発事業【再掲】**：新たな施策体系への再配置に伴い再掲。障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮について、市民や事業者等への普及啓発の視点を明確化。
- **障害者週間における啓発活動【再掲】**：新たな施策体系への再配置に伴い再掲。障がいを理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する理解促進の視点を追加。
- 事業の再配置：障害者虐待防止事業及び成年後見制度利用支援事業は、施策内容との整合を図るため、(3)「権利擁護・虐待防止の推進」へ再配置。

(3) 権利擁護・虐待防止の推進

施策の方向

障がいのある人が地域で安心して自分らしい生活を送るためには、一人ひとりの尊厳や権利が尊重され、自らの意思に基づいて生活や社会参加を選択できる環境づくりが重要です。

そのため、障がい者虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに障がい者虐待防止センターをはじめとする関係機関との連携を強化し、虐待を許さない地域づくりを推進します。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護に関する制度の周知と利用促進を図るとともに、障がいのある人本人の意思を尊重した意思決定支援を推進し、安心して地域で暮らし続けることができる環境の充実を図ります。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
1-3-1	障害者虐待防止事業 【調整】	障がい者虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図るため、障がい者虐待防止センターを中心として、関係機関との連携を強化し、相談支援や対応体制の充実を図る。	福祉課
1-3-2	成年後見制度利用支援事業 【調整】	判断能力が十分でない障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用支援を推進する。	福祉課
1-3-3	成年後見制度に係る市長による審判の請求手続 【調整】	身寄りがいないなどの理由により成年後見制度の申立てを行うことが困難な障がいのある人について、必要に応じて市長による審判の請求を行い、権利擁護を図ります。	福祉課
1-3-4	日常生活自立支援事業 【追加】	判断能力が十分でない障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行う。	福祉課

(調整理由)

- **障害者虐待防止事業**：前回計画の「障害者虐待防止対策支援事業」の内容を整理し、虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応、関係機関との連携による対応体制の充実を明確化。
- **成年後見制度利用支援事業**：制度説明中心の表現から、制度の周知及び利用支援を通じて障がいのある人の権利擁護を図る施策として整理。
- **成年後見制度に係る市長による審判の請求手続**：前期計画に掲載していた事業について、新たな施策体系への再整理の過程で掲載が漏れていたため、権利擁護に関する取組として本施策へ改めて位置付け。
- **日常生活自立支援事業【追加】**：成年後見制度を補完する権利擁護の取組として追加を検討。実際の利用・案内状況について担当課への確認が必要。

権利擁護事業【統合・整理】：前期計画に掲載していた「権利擁護事業」について、事業内容を整理し、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に関する取組は「障害者虐待防止事業」へ、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮に関する取組は（２）「差別解消と合理的配慮の推進」へそれぞれ整理・統合。

2 相談支援・地域生活支援

☑目指す姿 地域で安心して暮らす

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの状況やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実が重要です。

今回実施したアンケート調査では、希望する暮らしを送るために必要な支援として、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が53.4%で最も高く、「相談対応等の充実」も27.6%となっており、必要なサービスや相談支援につながる体制の充実が求められています。

相談支援を基盤として、福祉・保健・医療・教育・就労などの関係機関が連携し、本人の意思を尊重しながら必要な支援につなげる体制づくりを進めます。また、地域生活支援拠点等を活用した支援体制の充実や、障がい者団体、地域住民、関係機関との連携を強化するとともに、文化芸術活動やスポーツ活動など社会参加の機会の充実を図ります。

誰もが地域社会の一員として互いに支え合い、障がいのある人が希望する地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、身近な地域で必要な相談や支援を受けられる体制の充実が重要です。本人や家族の意向を尊重しながら、ライフステージに応じた相談支援を行うとともに、福祉・保健・医療・教育・就労など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。また、障がいのある人が自らの意思に基づいて生活を選択できるよう、意思決定支援の視点を踏まえた相談支援を推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
2-1-1	相談支援事業 【調整】	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行うとともに、障害福祉サービス等の利用支援や権利擁護のために必要な支援を実施します。また、本人の意思を尊重した相談支援及び意思決定支援の充実を図ります。	福祉課
2-1-2	基幹相談支援センター事業 【調整】	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成及び関係機関との連携強化を図ります。	福祉課
2-1-3	自立支援協議会の運営 【調整】	肝属地区障害者自立支援協議会において、関係機関との連携を図りながら、個別事例等を通じて地域課題を共有・検討し、相談支援体制及び地域の支援体制の充実を図ります。	福祉課
2-1-4	発達相談支援事業 【調整】	障がいや発達に遅れのある子どもや、子育てに不安のある保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関の紹介、連携・調整を行います。	福祉課
2-1-5	身体障害者、知的障害者相談員設置事業 【調整】	身体障害者相談員及び知的障害者相談員が、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、地域における相談支援の充実を図ります。	福祉課
2-1-6	計画相談支援 【調整】	障害福祉サービス等を利用する障がいのある人について、本人の意向や生活状況等を踏まえたサービス等利用計画を作成するとともに、継続的なモニタリングを行い、適切なサービス利用を支援します。	福祉課

相談支援ネットワークの構築【統合・整理】：前期計画に掲載していた「相談支援ネットワークの構築」について、相談支援事業、基幹相談支援センター事業及び自立支援協議会の運営における関係機関との連携・調整体制に整理・統合。

(調整理由)

- **相談支援事業**：本人の意思を尊重した相談支援及び意思決定支援の視点を追加。
- **基幹相談支援センター事業**：基幹相談支援センターの役割を整理し、相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成及び関係機関との連携強化を明確化。
- **自立支援協議会の運営【調整】**：協議会の役割を地域課題の共有・検討、相談支援体制及び地域の支援体制の充実の観点から整理。以前の骨子案で記載漏れがあったため項目を追加しました。
- **発達相談支援事業【調整】**：前期計画に掲載していた事業について、新たな施策体系への再整理の過程で掲載が漏れていたため、相談支援の入口機能及び関係機関との連携・調整を担う取組として、本施策へ改めて位置付け。
- **身体障害者、知的障害者相談員設置事業【調整】**：前期計画に掲載していた事業について、新たな施策体系への再整理の過程で掲載が漏れていたため、身近な地域における相談支援を担う取組として、本施策へ改めて位置付け。
- **計画相談支援【調整】**：前期計画に掲載していた事業について、新たな施策体系への再整理の過程で掲載が漏れていたため、本人の意向を踏まえた適切なサービス利用を支える取組として、本施策へ改めて位置付け。

(2) 地域生活支援体制の充実

施策の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において必要な支援を切れ目なく受けられる体制の充実が重要です。地域生活支援拠点等を中心として、緊急時の相談・受入れ体制の確保や体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、関係機関との連携強化を進め、地域全体で障がいのある人の生活を支える支援体制の充実を図ります。また、地域移行・地域定着支援を推進し、一人ひとりの希望や意思を尊重した地域生活の実現を目指します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
2-2-1	地域生活支援拠点等整備事業 【調整】	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成及び関係機関との連携を通じて、地域生活を支える支援体制の充実を推進します。	福祉課
2-2-2	地域移行支援・地域定着支援 【調整】	施設入所者や精神科病院に入院している障がいのある人が、本人の希望に応じて地域で安心して生活できるよう、地域移行支援及び地域定着支援を推進します。	福祉課
2-2-3	地域活動支援センター事業	障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進し、地域生活の支援を行います。	福祉課
2-2-4	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や介護負担の軽減を図ります。	福祉課
2-2-5	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、自立した地域生活及び社会参加を促進します。	福祉課
2-2-6	訪問系サービスの充実 【調整】	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援など、障がいのある人の地域生活を支える訪問系サービスの提供体制の確保・充実を図ります。	福祉課
2-2-7	日中活動系・居住系サービスの充実 【調整】	障がいのある人の自立した地域生活を支えるため、生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等の日中活動系・居住系サービスの提供体制の確保・充実を図ります。	福祉課

2-2-8	日常生活用具給付事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの特性や程度に応じて、日常生活用具の給付等を行い、自立した地域生活を支援します。	福祉課
2-2-9	重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業【調整】	在宅の重度心身障がい者（児）に対し、紙おむつを給付し、日常生活の支援及び家族の介護負担の軽減を図ります。	福祉課
2-2-10	補装具費の支給	障がいのある人の身体機能を補完・代替し、日常生活や社会生活を支援するため、必要な補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給します。	福祉課
2-2-11	NHK 受信料減免にかかる証明書の交付	障がいのある人がいる世帯について、NHK 受信料の減免制度の対象となる場合に、必要な証明書を交付します。	福祉課
2-2-12	各種手当の支給【調整】	障がいのある人や障がいのある児童の生活を支援するため、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当について、制度に基づき支給等を行います。	福祉課
2-2-13	心身障害者扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者等が加入する心身障害者扶養共済制度について、申請等の受付を行うとともに、掛金の納付が経済的に困難な人に対する支援を行います。	福祉課

（調整理由）

- 地域生活支援拠点等整備事業【調整】：地域生活支援拠点等に求められる相談支援、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門の人材の確保・養成及び関係機関との連携等の機能を踏まえ、事業概要を整理。
- 地域移行支援・地域定着支援：国の基本指針を踏まえ、「本人の希望に応じた地域生活」の視点を明記。
- 訪問系サービスの充実【調整】：前期計画の「総合支援法に基づく訪問系サービス」について、障がいのある人の在宅生活を支える基本的なサービスとして、新たな施策体系に合わせて事業名及び事業概要を整理し、本施策へ位置付け。
- 日中活動系・居住系サービスの充実【調整】：前期計画の「総合支援法に基づく日中活動系・居住系サービス」について、障がいのある人の日中活動及び生活の場を支える基本的なサービスとして、新たな施策体系に合わせて事業名及び事業概要を整理し、本施策へ位置付け。
- 日常生活用具給付事業：前期事業の継続配置として配置。
- 重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業：前期事業の継続配置として配置。
- 補装具費の支給：前期事業の継続配置として配置。
- NHK 受信料減免にかかる証明書の交付：前期事業の継続配置として配置。
- 各種手当の支給：前期計画の「特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当」を継続配置し、事業名及び事業概要を整理。
- 心身障害者扶養共済制度：前期事業の継続配置として配置。

(3) 地域福祉活動・社会参加の推進

施策の方向

障がいのある人が地域で自分らしく暮らし、社会のあらゆる分野に参加していくためには、地域住民や関係団体、ボランティア等とのつながりを深め、地域全体で支え合う環境づくりが重要です。障がい者団体等の活動や自発的な活動を支援するとともに、自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、地域課題の共有や地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。また、障がいのある人が地域活動へ主体的に参加できる環境づくりを進め、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域社会の一員として安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
2-3-1	障がい者団体等との連携	障がい者団体等と連携し、障がいのある人やその家族のニーズの把握に努めるとともに、障がい福祉施策の推進や地域福祉活動の充実を図ります。	福祉課
2-3-2	自立支援協議会の運営 【再掲】【調整】	障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関で構成する自立支援協議会を運営し、地域の課題の共有や相談支援体制の充実、関係機関相互の連携強化を図ります。	福祉課
2-3-3	障がい者団体等への補助金の交付	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、補助金を交付し、団体活動の充実及び地域福祉活動の促進を図ります。	福祉課
2-3-4	精神障がい者福祉促進の会支援事業	精神障がいのある人の社会参加や交流活動を促進するため、精神障がい者福祉促進の会の活動を支援します。	福祉課
2-3-5	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援し、障がいのある人の社会参加の促進及び地域における支え合い活動の充実を図ります。	福祉課

(調整理由)

- 自立支援協議会の運営【再掲】【調整】：相談支援体制の充実（2-1-3）から再掲。地域課題の共有や関係機関の連携強化など、地域福祉活動の推進にも関わることから、本施策にも位置付け。

（４）スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策の方向

スポーツ・レクリエーション活動は、障がいのある人の健康の維持・増進や生きがいづくり、社会参加を促進するとともに、地域との交流を深める重要な機会となります。障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、参加できる環境づくりを進めるとともに、障がいのある人の主体的な活動を支援し、地域社会との交流機会の充実を図ります。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
2-4-1	スポーツ・レクリエーション活動支援事業 【調整】	障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加し、健康の維持・増進や生きがいづくり、社会参加につなげることができるよう、関係団体等と連携し、活動機会の充実を図ります。	福祉課 社会教育課
2-4-2	スポーツ施設等の利用しやすい環境づくり	障がいのある人が安全かつ利用しやすいスポーツ施設等の環境整備を推進し、スポーツ活動への参加促進を図ります。	社会教育課

（調整理由）

- スポーツ・レクリエーション活動支援事業【調整】：前期事業の内容を継承しつつ、「健康の維持・増進」「生きがいづくり」「社会参加」の視点を明確化するため、事業概要を整理。

3 生活環境・防災

目指す姿 安全で暮らしやすい地域をつくる

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住まいや公共施設、道路、交通機関などの生活環境を整えるとともに、災害や犯罪などの緊急時にも必要な支援を受けられる体制づくりが重要です。

今回実施したアンケート調査では、火事や地震等の災害時に「一人で避難できない」と回答した人が44.5%となっています。また、そのうち、家族が不在の場合や一人暮らしの場合に近所に助けてくれる人が「いない」と回答した人も42.1%となっており、地域や関係機関と連携した避難支援体制の充実が求められています。

共施設や道路、公共交通機関、住まいなどについて、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえながら、誰もが安全で利用しやすい環境整備を推進します。また、障がいのある人の地域生活を支える住まいの確保や居住支援を進めるとともに、防災・防犯体制の充実を図り、個別避難計画の作成や福祉避難所の確保など、障がいの特性に応じた支援体制を整備します。さらに、地域住民や関係機関との連携を強化し、障がいのある人もない人も、誰もが安全で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。

(1) 住まいの確保と居住環境の整備

施策の方向

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりの希望やライフステージに応じた住まいの確保と、安全で安心して暮らすことができる居住環境の整備が重要です。グループホームなど地域生活を支える住まいの確保をはじめ、住宅改修や公営住宅の活用など、障がいの特性に配慮した居住環境の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、地域で安心して暮らし続けることができる住環境づくりを推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
3-1-1	住宅改修費給付事業【調整】	障がいのある人が住み慣れた地域で安全かつ快適に生活できるよう、住宅改修に要する費用の一部を給付し、障がいの特性に応じた居住環境の整備を支援します。	福祉課
3-1-2	公営住宅への優先入居【調整】	障がいのある人が安心して生活できる住まいを確保できるよう、公営住宅への優先入居制度の活用を図ります。	土木課
3-1-3	共同生活援助（グループホーム）の利用促進【調整】	障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、共同生活援助（グループホーム）の利用促進を図り、地域生活への移行を支援します。	福祉課
3-1-4	居住支援体制の推進【調整】	障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、鹿児島県居住支援協議会をはじめとする関係機関と連携し、住宅確保要配慮者に対する居住支援や住まいに関する相談・情報提供の充実を図ります。	土木課 福祉課

（調整理由）

- **住宅改修費給付事業【調整】**：前期計画の「住宅改修の支援」を継承し、事業名称及び事業概要を現在の施策体系に合わせて整理。
- **市営住宅の情報提供【調整】**：前期事業を継続し、障がいのある人の住まいの確保を支援する観点から事業概要の表現を整理。
- **共同生活援助（グループホーム）の利用促進【調整】**：前期計画の「障害者総合支援法に基づく居住系サービス」を継承し、共同生活援助（グループホーム）による住まいの確保及び地域生活への移行支援を明確化するため、事業名称及び概要を整理。
- **居住支援体制の推進【調整】**：前期計画の「住宅入居等支援事業」を継承し、住宅確保要配慮者への居住支援や関係機関との連携、相談・情報提供を含む取組として再整理。

(2) 移動支援・交通環境の充実

施策の方向

障がいのある人が地域で自立した生活を送り、就労や通学、買い物、余暇活動など様々な社会活動に参加するためには、安全で円滑に移動できる環境の確保が重要です。移動支援事業や外出支援サービスの充実を図るとともに、公共交通機関や移動手段の利用しやすい環境づくりを推進します。また、交通事業者や関係機関と連携し、障がいの特性に配慮した移動環境の整備を進めることで、障がいのある人の社会参加と地域での自立した生活を支援します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
3-2-1	総合支援法に基づく 同行援護 【調整】	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）や移動の援護等の外出支援を行います。	福祉課
3-2-2	総合支援法に基づく 行動援護 【調整】	自己判断能力が制限されている人が外出する際に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	福祉課
3-2-3	移動支援事業 【再掲】	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や、社会参加のための外出時における移動を支援します。	福祉課
3-2-4	自動車改造費助成 事業	障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	福祉課
3-2-5	有料道路における障 害者割引制度	要件を満たす障害者手帳所持者に対し、有料道路料金の割引に係る証明を行います。	福祉課
3-2-6	事前予約型乗合タク シー事業 【調整】	交通弱者の移動手段を確保するとともに、障がいのある人を含む誰もが利用しやすい地域公共交通の充実を図るため、事前予約型乗合タクシーを運行します。また、障害者手帳所持者に対する運賃割引を実施します。	企画政策課
3-2-7	軽自動車税の減免	障害者手帳等を所持している人などを対象に、軽自動車税の減免を行います。	税務課
3-2-8	公共施設における障 がい者用駐車場の設 置 【調整】	障がいのある人が公共施設を安全かつ円滑に利用できるよう、障がい者用駐車場の整備・適正利用を推進します。	福祉課 各公共施設所管課
3-2-9	ヘルプカード、ヘルプマ ークの普及・啓発 【調整】	障がい等により援助や配慮を必要とする人が必要な支援を受けられるよう、ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発を推進します。	福祉課

(調整理由)

- 総合支援法に基づく同行援護【調整】：対象者の表現を現行制度に合わせて整理。
- 総合支援法に基づく行動援護【調整】：前期事業の内容を継承し、表現を現在の行政計画に合わせて整理。
- 移動支援事業【再掲】：2-2-5 から再掲。地域生活を支えるサービスであるとともに、外出や社会参加を支援する施策でもあることから、本施策にも位置付け。
- 自動車改造費助成事業：前期事業の継続配置として配置。
- 有料道路における障害者割引制度：前期事業の継続配置として配置。
- 事前予約型乗合タクシー事業【調整】：前期事業を継承し、「障害のある人を含む誰もが利用しやすい地域公共交通」の視点を加えて事業概要を整理。
- 軽自動車税の減免：前期事業の継続配置として配置。
- 公共施設における障がい者用駐車場の設置【調整】：前期事業を継承し、障がい者用駐車場の整備に加えて適正利用の促進を位置付けるため、事業概要を整理。
- ヘルプカード、ヘルプマークの普及・啓発【調整】：前期事業を継承し、援助や配慮を必要とする人が必要な支援を受けるための取組であることを明確化するため、事業概要を整理。

(3) バリアフリー環境の整備

施策の方向

障がいのある人をはじめ、高齢者や子どもなど、誰もが安全で快適に生活し、社会参加できるまちづくりを進めるためには、公共施設や道路、公園、公共交通機関などの生活環境を利用しやすく整備することが重要です。ユニバーサルデザインの考え方を踏まえながら、公共施設や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、民間施設における合理的配慮やバリアフリー化を促進します。また、地域公共交通の利用しやすい環境づくりを進め、誰もが安心して外出し、社会参加できる生活環境の整備を推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
3-3-1	公共施設における安全対策の推進 【調整】	市有施設について、ユニバーサルデザインの考え方やバリアフリー法、障害者差別解消法等を踏まえ、障がいのある人をはじめ、誰もが安全かつ利用しやすい施設整備を推進します。	施設所管課 福祉課
3-3-2	地域公共交通計画の推進 【調整】	地域公共交通計画に基づき、地域の実情に応じた持続可能で利用しやすい公共交通の確保・充実を図ります。	企画政策課
3-3-3	公共施設における利便性の向上 【調整】	多目的トイレ、車いす使用者用駐車施設など、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすい公共施設の整備・改善を推進します。	施設所管課 福祉課
3-3-4	道路環境の整備 【調整】	障がいのある人をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道や道路施設等のバリアフリー化を推進します。	土木課
3-3-5	民間建築物の整備・改善の促進 【調整】	不特定多数の市民が利用する商業施設や金融機関、病院などの民間建築物について、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及・啓発を推進します。	福祉課

(調整理由)

- **公共施設における安全対策の推進【調整】**：前期事業を継承し、ユニバーサルデザイン及び合理的配慮の視点を踏まえ、誰もが安全かつ利用しやすい施設整備を推進する内容に整理。
- **地域公共交通計画の推進【調整】**：前期計画の「地域公共交通総合連携計画の推進」を継承し、現行の計画名称「垂水市地域公共交通計画」に合わせて事業名及び事業概要を整理。
- **公共施設における利便性の向上【調整】**：前期事業を継承し、障がいのある人をはじめ誰もが利用しやすい公共施設の整備・改善を推進する内容に表現を整理。
- **道路環境の整備【調整】**：前期事業を継承し、安全かつ円滑な移動環境の確保を図る観点から、歩道や道路施設等のバリアフリー化を推進する内容に事業概要を整理。
- **民間建築物の整備・改善の促進【調整】**：前期事業を継承し、民間建築物におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの普及・啓発を推進する内容として事業概要を整理。

（４）防災・防犯体制の推進

施策の方向

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らし続けるためには、災害時や犯罪被害のおそれがある場面においても、障がいの特性に応じた支援を受けられる体制を整えることが重要です。関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者への支援体制の充実や個別避難計画の作成を進めるとともに、福祉避難所の確保・充実に努めます。また、防災意識の向上や防犯に関する情報提供・啓発を進め、障がいのある人が安心して生活できる地域づくりを推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
3-4-1	防災対策の推進 【調整】	災害時における応急体制の整備を図るとともに、各種防災訓練等を通じた防災意識の向上や、防災関係機関との連携強化に努めます。	総務課 消防本部 福祉課
3-4-2	避難行動要支援者に対する支援 【調整】	避難行動要支援者名簿を適切に管理するとともに、平常時から地域や関係機関との連携による見守り体制の充実に努めます。また、個別避難計画に基づき、要支援者へ災害時に円滑な避難支援が行える体制の整備を進めます。	総務課 福祉課
3-4-3	福祉避難所の拡充 【調整】	障がいのある人をはじめ、配慮を要する人が安心して安全に避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の確保及び機能の充実に努めます。	施設所管課 福祉課 総務課
3-4-4	防犯対策の推進 【調整】	障がいのある人が犯罪被害や消費者被害等に遭わないよう、防犯や防犯情報の提供、関係機関と連携した啓発活動を推進します。	福祉課 市民課 総務課

（調整理由）

- **防災対策の推進【調整】**：前期事業を継承し、防災訓練等を通じた防災意識の向上及び防災関係機関との連携強化を含む取組として事業概要を整理。
- **避難行動要支援者に対する支援【調整】**：前期事業を継承し、災害対策基本法に基づく「個別避難計画」の作成を位置付けるとともに、平常時から見守りや関係機関との連携を含む支援体制として事業概要を整理。
- **福祉避難所の拡充【調整】**：前期事業を継承し、障がいのある人をはじめ配慮を要する人の避難生活を支える観点から、福祉避難所の確保及び機能の充実に努める内容に事業概要を整理。
- **防犯対策の推進【調整】**：前期計画の「障害者の消費者トラブルの防止」を基に、消費者被害の防止に加えて、犯罪被害の防止や防犯情報の提供等を含む取組として内容を拡充し、新たな施策体系に合わせて再整理。

4 教育・療育

☑目指す姿 一人ひとりに応じた育ちを支える

障がいのある子ども一人ひとりが、その能力や可能性を十分に伸ばし、自分らしく成長していくためには、乳幼児期から学齢期、卒業後まで切れ目のない支援を行うことが重要です。

今回実施したアンケート調査では、0～17歳の平日の日中の過ごし方として、「一般の高校、小中学校に通っている」が48.3%、「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が27.6%、「幼稚園、保育所、障がい児通園施設などに通っている」が17.2%となっており、一人ひとりの状況や教育・療育の場に応じた支援と、関係機関が連携した切れ目のない支援が重要となっています。

早期発見・早期支援を推進するとともに、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、児童発達支援事業所、医療機関などの関係機関が連携し、発達段階や障がいの特性に応じた教育・療育の充実を図ります。また、インクルーシブ教育システムの推進により、障がいのある子どもとない子どもが共に学び育つ環境づくりを進めるとともに、保護者への相談支援や情報提供、就学・進学・卒業後を見据えた支援体制の充実を図ります。子ども一人ひとりの意思や個性を尊重し、地域の中で安心して学び、育ち、将来につながる力を育むことができる環境づくりを推進します。

（1）幼児教育・療育の充実

施策の方向

障がいのある子ども一人ひとりの健やかな成長と発達を支えるためには、障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援を早期から行うことが重要です。乳幼児健診や相談支援による早期発見・早期支援を推進するとともに、保育所、認定こども園、幼稚園、障がい児通所支援事業所、医療機関など関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた療育や保育・教育を充実します。また、保護者への相談支援や情報提供を行い、子どもの成長を切れ目なく支える体制づくりを進めます。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
4-1-1	障害児保育事業補助【調整】	障がいのある子どもの円滑な保育所等への受入れを促進するため、保育所等に対する支援を行います。	保健課
4-1-2	保育所等訪問支援事業【調整】	障がい児以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を実施します。	福祉課
4-1-3	巡回相談事業	保護者や保育所等からの相談を受け、保育所等の施設への訪問や対象児への支援について助言・協議を行います。	保健課

4-1-4	保育所等協力支援事業【調整】	保育所、認定こども園、学校、障害児通所支援事業所等を訪問し、障がいや発達に課題のある子どもへの支援方法等について助言・支援を行います。	保健課
4-1-5	児童発達支援事業【調整】	就学前の障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを対象に、一人ひとりの支援計画に基づき、日常生活や集団生活への適応に向けた療育を行うとともに、関係機関との連携を図ります。	福祉課
4-1-6	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	福祉課
4-1-7	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付します。	保健課
4-1-8	利用者支援事業【調整】	子ども及び保護者等からの相談に応じ、教育・保育・保健・福祉等の関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	保健課
4-1-9	こども家庭センター事業【調整】	妊産婦、子育て世帯及び子どもからの相談に応じ、母子保健と児童福祉が連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。	保健課
4-1-10	乳幼児健康診査	疾病や障がいの早期発見・早期支援を図るため、乳幼児健康診査を実施します。	保健課
4-1-11	親子教室	発達に心配のある子どもと保護者を対象に、親子教室を実施します。	保健課
4-1-12	子育てお悩み相談・言語相談	心理・言語相談を実施し、乳幼児及び保護者への相談支援を行います。	保健課

（調整理由）

- **障害児保育事業補助【調整】**：前期事業を継承し、認定こども園等を含む現在の保育提供体制を踏まえ、「保育所入所促進」から「保育所等への受入れを促進」へ表現を整理。
- **保育所等訪問支援事業【調整】**：前期事業の内容を継承し、行政計画としての表現を統一。
- **保育所等協力支援事業【調整】**：前期事業を継承し、認定こども園や障がい児通所支援事業所等を含む現在の支援体制に合わせて、対象施設等の表現を整理。
- **児童発達支援事業【調整】**：前期事業を継承し、一人ひとりの支援計画に基づく療育及び関係機関との連携を明確化するため、事業概要を整理。
- **利用者支援事業【調整】**：前期事業を継承し、教育・保育・保健・福祉等の関係機関との連携及び必要な支援へのつながりを明確化するため、事業概要を整理。
- **こども家庭センター事業【調整】**：令和7年4月の垂水市こども家庭センター「ちゃいたる」の開設を踏まえ、前期の「子育て世代包括支援センター事業」から事業名称及び概要を現行の支援体制に合わせて整理。

(2) インクルーシブ教育の推進

施策の方向

障がいのある子ども一人ひとりが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加につながる力を育むためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うことが重要です。障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの推進を基本とし、特別支援教育の充実を図るとともに、学校、家庭、福祉、医療等の関係機関が連携し、切れ目のない教育支援体制の充実を進めます。また、教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進め、一人ひとりに応じた学びを支える教育の充実を図ります。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
4-2-1	進路指導 【調整】	教育・福祉・雇用分野が連携し、本人の意向や能力、障がいの状況を踏まえ、一人ひとりに応じた進路指導を行います。	学校教育課
4-2-2	特別支援連携協議会	幼児・児童・生徒に対する教育支援体制の整備を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の充実に向けた協議を行います。	学校教育課
4-2-3	教育支援委員会 【調整】	幼児・児童・生徒の就学や教育支援について、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の在り方を協議します。	学校教育課
4-2-4	特別支援教育支援員設置事業	学校生活や学習活動において支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図るため、特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
4-2-5	特別支援教育支援員研修会	特別支援教育支援員の資質向上を図るため、必要な知識や支援技術に関する研修を実施します。	学校教育課
4-2-6	巡回教育相談 【調整】	特別支援学校等と連携し、巡回教育相談を実施することで、教育相談や就学相談体制の充実を図ります。	学校教育課
4-2-7	教育支援相談会 【調整】	未就学児から中学生までを対象に、保護者等からの相談に応じ、就学や教育に関する相談支援を行います。	学校教育課
4-2-8	特別支援教育担当者会	特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修や情報共有を行い、各学校・園の支援体制の充実を図ります。	学校教育課
4-2-9	市教育支援連絡協議会 【調整】	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等の連携を図り、就学前から就学後まで切れ目のない教育支援を推進します。	学校教育課
4-2-10	授業研究会 【調整】	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導方法や授業改善について研究を進め、授業の充実を図ります。	学校教育課

4-2-11	放課後等デイサービス	学校終了後や長期休業中において、生活能力向上のための支援や居場所づくりを行います。	福祉課
4-2-12	放課後児童健全育成事業（障害児受入推進事業） 【調整】	放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れを推進し、必要な支援を行うための体制整備を図ります。	保健課

（調整理由）

- **進路指導【調整】**：前期事業を継承し、本人の意向や能力、障がいの状況を踏まえた一人ひとりに応じた進路支援として、事業概要を整理。
- **教育支援委員会【調整】**：前期事業を継承し、就学先の検討に加えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援の在り方を協議する内容として事業概要を整理。
- **巡回教育相談【調整】**：前期事業を継承し、関係する特別支援学校等との連携による教育相談・就学相談体制の充実を図る内容として、事業概要を整理。
- **教育支援相談会【調整】**：前期事業を継承し、未就学児から中学生までを対象とした就学・教育に関する相談支援として、事業概要を整理。
- **市教育支援連絡協議会【調整】**：前期事業を継承し、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校等の連携による切れ目のない教育支援の推進を明確化するため、事業概要を整理。
- **授業研究会【調整】**：前期事業を継承し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導方法及び授業改善の視点を明確化するため、事業概要を整理。
- **放課後児童健全育成事業（障害児受入推進事業）【調整】**：前期事業を継承し、放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れと必要な支援体制の整備を明確化するため、事業概要を整理。

(3) 切れ目のない支援体制の充実

施策の方向

障がいのある子どもが乳幼児期から学校卒業後まで、一人ひとりの発達段階や障がいの特性に応じた支援を継続して受けられるよう、切れ目のない支援体制の充実を図ります。保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関が相互に連携し、早期発見・早期支援から就学、進学、社会参加まで一貫した支援を推進します。また、本人や保護者の意向を尊重しながら、相談支援や情報提供を充実するとともに、ライフステージに応じた適切な支援につなげることで、安心して成長できる環境づくりを進めます。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
4-3-1	保育所等訪問支援事業【再掲】	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	福祉課
4-3-2	巡回相談事業【再掲】	保護者や保育所等からの相談を受け、保育所等の施設への訪問や対象児への支援について助言・協議を行います。	保健課
4-3-3	保育所等協力支援事業【再掲】	保育所、幼稚園、学校、発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所からの相談に応じ、現場に出向き、障がいや発達に特性のある児童への支援・指導方法等について助言・指導を行います。	保健課
4-3-4	利用者支援事業【再掲】	子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者等に対し、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう必要な支援を行います。	保健課
4-3-5	こども家庭センター事業【調整】【再掲】	妊娠期から子育て期まで、保健師等が専門的な見地からマネジメントを行い、切れ目のない支援体制を構築します。	保健課
4-3-6	教育支援委員会【再掲】	幼稚園、保育所（園）児等の就学・進路相談機能の充実と相互連携を進めます。また、障がいのある幼児及び児童生徒の適切な就学を図るための方向性について審議を行います。	学校教育課
4-3-7	巡回教育相談【再掲】	特別支援学校（鹿屋特別支援学校）と連携し、相談支援体制及び就学指導体制の充実を図るため、巡回教育相談を積極的に推進します。	学校教育課
4-3-8	市教育支援連絡協議会【再掲】	幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の就学指導担当者を対象とした研修を推進し、早期からの就学指導事務の適正化を図ります。	学校教育課
4-3-9	障害児相談支援【調整】	障害児通所支援を利用する障がいのある子どもに対し、障害児支援利用計画の作成や継続的な見直し等を行い、本人や家族の状況に応じた適切な支援につなげます。	福祉課

(調整理由)

- **保育所等訪問支援事業【再掲】**：4-1-2 から再掲。保育所等における集団生活への適応支援は、乳幼児期からの切れ目のない支援体制にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **巡回相談事業【再掲】**：4-1-3 から再掲。保護者や保育所等への継続的な相談・助言は、関係機関が連携した切れ目のない支援体制にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **保育所等協力支援事業【再掲】**：4-1-4 から再掲。保育・教育・療育等の関係機関への助言・支援は、切れ目のない支援体制の構築にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **利用者支援事業【再掲】**：4-1-8 から再掲。子ども及び保護者を必要な教育・保育・保健・福祉等の支援につなぐ取組は、切れ目のない支援体制の構築にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **こども家庭センター事業【再掲】【調整】**：4-1-9 から再掲。妊娠期から子育て期までの継続的な相談支援を担う取組として、切れ目のない支援体制の構築にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **教育支援委員会【再掲】**：4-2-3 から再掲。就学や教育支援について関係機関が連携して検討する取組は、就学前から学齢期への切れ目のない支援にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **巡回教育相談【再掲】**：4-2-6 から再掲。教育相談・就学相談を通じた継続的な支援は、就学前から学齢期への切れ目のない支援にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **市教育支援連絡協議会【再掲】**：4-2-9 から再掲。幼稚園、保育所、認定こども園と小・中学校等の連携は、就学前から就学後までの切れ目のない教育支援に関わることから、本施策にも位置付け。
- **障害児相談支援【調整】**：前期計画の「児童福祉法に基づく障害児計画相談支援」を継承し、障害児通所支援の利用に係る計画作成や継続的な支援調整を通じて、ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげる事業として、本施策に再配置。

【この施策の追加コンセプト】

(3) 切れ目のない支援体制の充実

- 前回計画では、乳幼児期の療育、学校教育、相談支援などがそれぞれ個別の施策として位置付けられていましたが、障がいのある子どもへの支援は、成長や進学等のライフステージの変化に応じて、関係機関が継続的に連携しながら行うことが重要です。
- このため、今回計画では、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、早期支援から就学、進学、社会参加まで一貫して支える視点を明確にするため、「切れ目のない支援体制の充実」を新たに施策として位置付けています。

5 雇用・就労

目指す姿 希望に応じて働く

障がいのある人が自らの希望や能力、適性に応じて働き、地域で自立した生活を送るためには、多様な就労の場を確保するとともに、一人ひとりに応じた就労支援を充実することが重要です。

今回実施したアンケート調査では、現在収入を得る仕事をしていない 18～64 歳の人のうち、39.0%が今後「仕事をしたい」と回答しています。また、「仕事をしたい」と回答した人のうち、40.6%が職業訓練を受けたいと回答しており、一人ひとりの希望や状況に応じて、就労に向けた訓練や支援につなげていくことが求められています。

一般就労への移行や就労定着を支援するとともに、福祉的就労の充実や工賃向上、障害者就労施設等が提供する物品やサービスの利用促進を図ります。また、関係機関や企業との連携を強化し、障がい特性に応じた働き方や多様な就労機会の確保を進めることで、誰もが意欲と能力を生かしながら、安心して働き続けることができる地域づくりを推進します。

(1) 就労に向けた支援

施策の方向

障がいのある人が希望や能力、適性に応じて一般就労を実現し、働くことを通じて生きがいや社会参加につなげられるよう、一人ひとりの状況に応じた就労支援を推進します。おおすみ障害者就業・生活支援センターやハローワーク、企業などの関係機関との連携を強化し、就労相談、就労準備、就職支援を充実するとともに、一般就労への移行を促進します。また、障がいのある人が安心して働き続けられるよう、雇用の理解促進や就労環境の整備を進めます。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
5-1-1	就労選択支援 【追加】	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労経験、就労能力や適性等を踏まえたアセスメントを行い、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	福祉課
5-1-2	総合支援法に基づく就労移行支援 【調整】	一般企業等への就労を希望する人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般就労への移行を支援します。	福祉課
5-1-3	おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携 【調整】	おおすみ障害者就業・生活支援センターをはじめ、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労相談や職場実習、就職後の支援など、一人ひとりの状況に応じた就労支援を推進します。	福祉課

(調整理由)

- **就労選択支援【追加】**：障がいのある人が本人の希望や能力、適性等に応じて、より適切な就労先や働き方を選択できるよう支援する「就労選択支援」が創設されたことを踏まえ、新たに位置付け。
- **総合支援法に基づく就労移行支援【調整】**：前期事業を継承し、新たな施策体系に合わせて「就労に向けた支援」に再配置するとともに、一般就労への移行を支援する事業として概要を整理。
- **おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携【調整】**：前期事業を継承し、ハローワーク等の関係機関との連携や、就労相談から就職後の支援まで一人ひとりの状況に応じた支援を行うことを明確化するため、事業概要を整理。

(2) 福祉的就労の充実

施策の方向

一般就労が困難な障がいのある人が、自らの能力や適性に応じて働く機会を確保し、地域で自立した生活を送ることができるよう、就労継続支援事業等の福祉的就労の充実を図ります。また、工賃向上に向けた取組を推進するとともに、障害者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達を進めるなど、福祉的就労の場の確保と活性化を図ります。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
5-2-1	就労継続支援 A 型の充実	一般企業等での就労が困難で、雇用契約に基づく就労が可能な人に対し、雇用契約の締結等による就労の機会や生産活動の機会を提供します。	福祉課
5-2-2	就労継続支援 B 型の充実	一般企業等での就労が困難で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対し、就労や生産活動の機会を提供します。	福祉課
5-2-3	障害者就労施設等を優先する調達の推進 【調整】	障害者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達を推進し、障がい者の就労機会の確保や工賃等の向上につなげます。	福祉課

(調整理由)

- 障害者就労施設等を優先する調達の推進【調整】：前期事業を継承し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先調達を通じて、障がいのある人の就労機会の確保や工賃等の向上につなげることを明確化するため、事業名称及び概要を整理。

(3) 就労定着支援の推進

施策の方向

障がいのある人が一般就労へ移行した後も、安心して働き続けることができるよう、就労定着支援の充実を図ります。就労に伴う生活面や職場での課題に対し、就労定着支援事業やおおすみ障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関と連携しながら、相談支援や職場との調整、生活支援を行います。また、企業への障がい理解の促進や合理的配慮の普及を進めることで、障がいのある人が長期的に働き続けられる就労環境づくりを推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
5-3-1	総合支援法に基づく就労定着支援 【追加】	一般就労へ移行した障がいのある人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応するため、企業や関係機関との連絡調整、相談支援等を行い、就労の継続を支援します。	福祉課
5-3-2	おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携 【再掲】【調整】	おおすみ障害者就業・生活支援センターをはじめ、関係機関と連携し、就職後の相談支援や職場定着支援、生活支援を行い、障がいのある人が安心して働き続けられるよう支援します。	福祉課

(調整理由)

- **総合支援法に基づく就労定着支援【追加】**：一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う生活面の課題に対応しながら安定して働き続けられるよう支援する障害福祉サービスとして、新たに位置付け。
- **おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携【再掲】【調整】**：5-1-3 から再掲。就職後の相談支援や職場定着支援、生活支援を通じて、障がいのある人が安心して働き続けられるよう支援する取組として、本施策にも位置付け。

(4) 多様な就労機会の確保

施策の方向

障がいのある人が希望や能力、障がいの特性に応じて、多様な働き方を選択できるよう、一般就労や福祉的就労に加え、多様な就労機会の確保を図ります。障害者就労施設等が提供する物品やサービスの利用促進をはじめ、企業や関係機関との連携を進めるとともに、障がい者雇用に対する理解の促進や就労環境の整備に努めます。また、障がいのある人が地域の中で能力を発揮し、働きがいを持って活躍できる環境づくりを推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
5-4-1	障害者就労施設等を優先する調達の推進 【再掲】【調整】	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品やサービスの優先調達を推進し、障がいのある人の就労機会の拡大と工賃向上につなげます。	福祉課
5-4-2	市役所における障がい者雇用の推進	市役所において障がい者雇用を推進するとともに、障害者職業生活相談員等による相談・支援を行い、働きやすい職場環境づくりに努めます。	総務課
5-4-3	障がい者雇用の普及・啓発 【追加】	企業等に対し、障がい者雇用制度や合理的配慮についての情報提供や啓発を行い、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。	福祉課 水産商工観光課

(調整理由)

- **障害者就労施設等を優先する調達の推進【再掲】【調整】**：5-2-3 から再掲。優先調達を通じた障がいのある人の就労機会の拡大及び工賃向上は、多様な就労機会の確保にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **市役所における障がい者雇用の推進【再掲】**：5-1-4 から再掲。行政自らが障がい者雇用を推進し、働きやすい職場環境づくりを進める取組は、多様な就労機会の確保にも関わることから、本施策にも位置付け。
- **障がい者雇用の普及・啓発【追加】**：企業等に対する障がい者雇用制度や合理的配慮に関する情報提供・啓発は、障がいのある人の雇用機会の拡大や多様な就労機会の確保につながることから、本施策に位置付け。

6 保健・医療

☑目指す姿 心身の健康を支える

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの障がいの特性や健康状態に応じた保健・医療サービスを切れ目なく受けられる体制づくりが重要です。

今回実施したアンケート調査では、希望する暮らしを送るために必要な支援として、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が23.9%となっており、障がいのある人が地域で安心して生活をするため、必要な保健・医療面の支援につながる環境の充実が求められています。

疾病の予防や健康づくりを推進するとともに、必要な医療や医療費助成を安心して利用できる環境の充実を図ります。また、リハビリテーションや機能訓練の充実により、自立した日常生活や社会参加を支援するとともに、精神障がいや発達障がいのある人への相談支援や地域生活支援の充実を進めます。保健・医療・福祉の関係機関が連携し、一人ひとりが心身ともに健康で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを推進します。

（１）健康づくりと疾病予防の推進

施策の方向

障がいのある人が健康で自分らしい生活を送るためには、疾病の予防や健康づくりを推進するとともに、疾病や障がいの早期発見・早期支援につなげることが重要です。健康教育や健康相談、各種健（検）診の受診促進を図るとともに、妊娠期から乳幼児期における健康診査や発達相談等を通じて、疾病や障がいの早期発見・早期支援に努めます。また、一人ひとりの健康状態に応じた保健指導や相談支援を充実に、関係機関と連携しながら健康づくりを推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
6-1-1	健康教育・健康相談・各種健（検）診 【調整】	疾病に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、健康教育、健康相談及び各種健（検）診を実施し、疾病の予防及び健康づくりを推進します。	保健課
6-1-2	母子保健事業 【調整】	妊産婦健診や乳幼児健康診査、健康相談、発達相談等を実施し、疾病や障がいの早期発見・早期支援につなげるとともに、切れ目のない母子保健を推進します。	保健課

（調整理由）

- **健康教育・健康相談・各種健（検）診【調整】**：前期事業を継承し、健康教育、健康相談及び各種健（検）診を通じて、疾病の予防及び健康づくりを推進することを明確化するため、事業概要を整理。
- **母子保健事業【調整】**：前期事業を継承し、妊娠期から乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期支援及び切れ目のない母子保健の推進を明確化するため、事業概要を整理。

（２）医療体制・医療費助成の充実

施策の方向

障がいのある人が必要な医療を安心して受けられるよう、地域の医療機関や関係機関との連携を図り、医療提供体制の充実を推進します。また、自立支援医療や重度心身障害者医療費助成制度などの各種制度の周知と適切な利用促進を図るとともに、経済的負担の軽減に努めます。さらに、障がいの特性に応じた適切な医療や専門的な支援につながる体制づくりを進め、安心して医療を受けられる環境の充実を図ります。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
6-2-1	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） 【調整】	障がいの軽減や機能の回復を図るため、更生医療、育成医療の給付及び精神通院医療の申請受付等を行い、障がいのある人の医療費負担の軽減を図ります。	福祉課
6-2-2	重度心身障害者医療費助成事業 【調整】	重度心身障がい者に対し医療費の自己負担額（一部負担金）を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。	福祉課

（調整理由）

- **自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）【調整】**：前期事業を継承し、自立支援医療による医療費負担の軽減という制度の目的を明確化するため、事業概要を整理。
- **重度心身障害者医療費助成事業【調整】**：前期事業を継承し、医療費の助成による経済的負担の軽減と、必要な医療を安心して受けられる環境の確保を明確化するため、事業概要を整理。

(3) リハビリテーションの推進

施策の方向

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一人ひとりの障がいの特性や生活状況に応じたリハビリテーションの充実を図ります。身体機能や生活能力の維持・向上を支援するとともに、地域生活への移行や社会参加につながる訓練を推進します。また、医療・福祉・保健の関係機関が連携し、障がいのある人が必要な支援を継続して受けられる体制づくりを進めます。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
6-3-1	総合支援法に基づく自立訓練 【調整】	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上を図るために必要な訓練や支援を行います。	福祉課

(調整理由)

- 総合支援法に基づく自立訓練【調整】：前期事業を継承し、身体機能及び生活能力の維持・向上を通じて、自立した日常生活や社会生活を支援する事業として概要を整理。

7 情報アクセシビリティ・コミュニケーション

☑目指す姿 誰もが円滑に情報を得て意思疎通できる

障がいのある人が地域で安心して生活し、社会参加を進めるためには、必要な情報を適切に取得し、自らの意思を円滑に伝えることができる環境づくりが重要です。

今回実施したアンケート調査では、障がいや福祉サービスに関する情報の入手先として、「サービス事業所の人や施設職員」が 30.1%、「家族や親せき、友人・知人」が 27.3%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 26.7%となっており、障がいの特性や生活状況に応じて、様々な方法で必要な情報を得られる環境づくりが重要となっています。

障がいの特性に応じた情報提供や、多様なコミュニケーション手段の充実を図るとともに、情報アクセシビリティの向上を推進します。また、ICT やデジタル技術の活用により、情報取得や意思疎通の機会を拡大し、障がいの有無にかかわらず誰もが必要な情報を利用できる環境づくりを進めます。行政、関係機関、事業者及び地域が連携し、情報格差のない共生社会の実現を目指します。

(1) 情報アクセシビリティの向上

施策の方向

障がいのある人が必要な情報を円滑に取得し、自らの意思に基づいて生活できるよう、障がい特性に応じた情報提供の充実を図ります。行政からの情報発信においては、誰もが利用しやすい情報提供に努めるとともに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報アクセシビリティの向上を推進します。また、視覚障がいや聴覚障がいなど障がいの特性に応じた情報提供手段の充実を図り、必要な情報を安心して取得できる環境づくりを進めます。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
7-1-1	アクセシビリティに配慮した情報発信 【調整】	市が発信する情報について、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供に努めるとともに、ホームページや広報紙等の情報アクセシビリティの向上を図り、誰もが必要な情報を取得しやすい環境づくりを推進します。	全庁

(調整理由)

- アクセシビリティに配慮した情報発信【調整】：前期事業を継承し、ホームページや広報紙等を含む市の情報発信全般について、障がい特性に応じた分かりやすい情報提供及び情報アクセシビリティの向上を図る事業として内容を整理。

(2) 多様なコミュニケーション支援の充実

施策の方向

障がいのある人が地域で安心して生活し、社会参加を進めるためには、自らの意思を円滑に伝え、必要な情報を受け取ることができるコミュニケーション環境の充実が重要です。手話、要約筆記、筆談、音声、ICT など、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保と利用促進を図るとともに、意思疎通支援を担う人材の養成や派遣体制の充実に努めます。また、市民への理解促進を図り、誰もが円滑に意思疎通できる地域づくりを推進します。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
7-2-1	コミュニケーション手段の確保 【調整】	聴覚障がい者や音声・言語機能障がい者等が円滑に意思疎通を行えるよう、市役所窓口をはじめ、様々な場面において障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保に努めます。	福祉課
7-2-2	手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等の円滑な意思疎通及び社会参加を支援するため、手話通訳者を派遣します。	福祉課
7-2-3	手話奉仕員養成事業【調整】	手話奉仕員養成講座を実施し、手話による意思疎通支援を担う人材の育成を図ります。	福祉課
7-2-4	要約筆記者養成事業【調整】	要約筆記者養成講座を実施し、要約筆記による意思疎通支援を担う人材の育成を図ります。	福祉課

(調整理由)

- **コミュニケーション手段の確保【調整】**：前期事業を継承し、筆談用ボード等の特定の手段に限定せず、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の確保を図る事業として内容を整理。
- **手話奉仕員養成事業【調整】**：前期事業を継承し、手話奉仕員養成講座を通じて、意思疎通支援を担う人材を育成する事業として概要を整理。
- **要約筆記者養成事業【調整】**：前期の「要約筆記奉仕員養成事業」を継承し、要約筆記による意思疎通支援を担う人材を育成する事業として、事業名称及び概要を整理。

(3) ICT・デジタル活用の推進

施策の方向

ICT やデジタル技術の進展により、障がいのある人の情報取得や意思疎通、社会参加の機会は大
きく広がっています。障がいのある人が必要な情報を円滑に取得・利用できるよう、ホームページや広報
誌等において、障がいの特性に応じた分かりやすい情報提供を推進するなど、情報アクセシビリティの向
上を図ります。

主要事業

No.	事業名	事業概要	担当課
7-3-1	アクセシビリティに配慮 した情報発信 【再掲】【調整】	ホームページや広報誌等において、障がい特性に応じた 分かりやすい情報提供を推進するとともに、ICT やデジ タル技術を活用し、誰もが必要な情報を取得しやすい 環境づくりに努めます。	全庁

(調整理由)

- アクセシビリティに配慮した情報発信【再掲】【調整】：7-1-1 から再掲。ICT・デジタル技術を活
用した情報提供の充実が本施策にも関わることから位置付け。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 基本方針及び基本的な考え方

※令和8年10月に国の基本指針の追加改正が予定されているため、改正内容を確認の上、必要に応じて計画内容へ反映します。

1 基本方針

本計画では、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、障がい者等が基本的人権を享有する個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自らが望む生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

また、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における障がい者等の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況、地域の実情等を勘案し、次の基本方針に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を図ります。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等が自らの意思に基づいて日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人の自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

また、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を適切に利用しながら、地域において自立した生活を送り、社会参加を実現することができるよう、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保・充実を図ります。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が住み慣れた地域で必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、市町村を基本とした身近な地域におけるサービス提供体制の確保を図ります。

また、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がい種別にかかわらず、必要な支援を受けることができるよう、障害福祉サービス等の充実を図ります。

さらに、発達障がい者及び高次脳機能障がい者が障害者総合支援法に基づく給付の対象となることについて周知を図るとともに、難病患者等についても障害福祉サービス等を円滑に利用できるよう、制度の周知に努めます。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が自らの希望する地域生活を実現し、安心して生活を継続することができるよう、本人の意思決定を尊重しながら、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等を支援するサービス提供体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な障がい者や強度行動障がいの状態にある障がい者等を含め、支援の必要性が高い障がい者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実や居住支援の推進、相談支援体制の充実、関係機関の連携強化を図ります。

さらに、地域の障害福祉サービス事業所をはじめ、関係機関や地域の社会資源を活用し、障がい者等の生活を地域全体で支える体制の構築を推進します。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、障がい者の重度化・高齢化、「親なき後」の生活など、障がい者等やその家族が抱える課題が複雑化・複合化する中、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現を目指します。

また、本市の地理的条件や地域資源の状況を踏まえながら、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度・分野の枠を超えた関係機関の連携を推進し、地域の実情に応じた包括的な支援体制の充実を図ります。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の意見を尊重し、その最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。また、障がいの疑いがある段階から、障がい児及びその家族が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の提供体制の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進します。

さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児等の専門的な支援を必要とする障がい児及びその家族を地域で支えるため、関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

（６）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障がい者等の重度化・高齢化や支援ニーズの多様化・複雑化に対応し、必要な障害福祉サービス等を安定的に提供していくため、関係機関等と連携しながら、障がい福祉人材の確保・定着及び専門性の向上に向けた取組を推進します。

また、限られた人材の中でも質の高い支援を持続的に提供できるよう、ICT や介護テクノロジーの活用、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働等による業務の効率化を促進し、支援者が障がい者等への直接的な支援により注力できる環境づくりを通じて、当事者視点に立ったケアの充実を図ります。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者が地域で生き生きと安心して暮らし、それぞれの個性や能力を発揮しながら社会参加することができるよう、多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動、スポーツ、健康づくり、余暇活動等への参加機会の充実を図ります。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するとともに、障がい特性に応じて必要な情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、行政情報のアクセシビリティの向上、意思疎通支援及び ICT の活用等を推進します。さらに、関係部局や関係機関等との連携を図りながら、障がい者の社会参加を支える環境づくりを推進します。

2 基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

障がい者等が住み慣れた地域で自らが望む生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスに対するニーズや地域の実情を的確に把握し、必要なサービスを安定的かつ継続的に利用できる提供体制の確保を図ります。

また、人口減少や障がい者等の重度化・高齢化、支援ニーズの多様化等を踏まえ、限られた地域資源を有効に活用しながら、持続可能なサービス提供体制の構築を推進します。

① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障

障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援について、利用者のニーズや障がいの特性、必要な支援量等を的確に把握し、必要な訪問系サービスを利用できる提供体制の確保・充実を図ります。

② 希望する障がい者等への日中活動系サービス等の保障

障がい者等がそれぞれの希望や障がいの特性、生活状況等に応じた日中活動を行うことができるよう、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター等について、必要なサービスを利用できる提供体制の確保・充実を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

障がい者等が自ら希望する地域生活を実現し、安心して生活を継続できるよう、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の利用を促進し、地域における居住支援の充実を図ります。

また、地域生活への移行や親元からの自立、緊急時の受入れ、体験の機会・場の確保等に対応できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るとともに、拠点コーディネーターを中心として、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、関係機関の連携等を推進します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

一般就労を希望する障がい者が、その希望や能力、適性等に応じた働き方を選択できるよう、就労選択支援、就労移行支援等の利用を促進するとともに、関係機関との連携を図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

また、一般就労後も安心して働き続けることができるよう、就労定着支援等の活用を促進し、就労の継続・定着に向けた支援の充実を図ります。

⑤ 強度行動障がいの状態にある者及び難病患者等に対する支援体制の充実

強度行動障がいの状態にある障がい者等が、地域において適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズや地域課題の把握に努めるとともに、関係機関との連携や専門的な支援を行う人材の育成等を通じて、支援体制の充実に図ります。

また、難病患者等について、その疾病や障がいの特性に応じた適切な支援につながるよう、県や医療機関、難病相談支援センター等の専門機関との連携を図り、障害福祉サービス等を利用できる支援体制の充実に努めます。

⑥ 高次脳機能障がい者に対する支援【新規】

高次脳機能障がい者及びその家族等が、身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、高次脳機能障害者支援センターをはじめとする県の専門機関や医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等との連携を図ります。

また、高次脳機能障がいの特性や必要な支援について理解の促進に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関との連携により、相談支援から地域生活、社会参加まで切れ目のない支援につなげます。

⑦ 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について、本人及びその家族が適切な相談や支援につながるできるよう、依存症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

また、県や保健所、医療機関、相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、依存症の早期発見・早期支援や、本人及びその家族の状況に応じた切れ目のない支援につなげます。

（２）相談支援の提供体制の確保

① 相談支援体制の充実・強化

障がい者等が地域で安心して生活できるよう、障がい種別や年齢、生活状況等にかかわらず、必要な相談支援を受けることができる体制の充実・強化を図ります。

また、基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核として、相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成、関係機関との連携等を推進するとともに、主任相談支援専門員等の専門人材の確保・活用を図り、相談支援の質の向上に努めます。

また、セルフプランの状況や相談支援に対するニーズを把握・分析し、相談支援専門員の確保・育成等を通じて、本人が希望する相談支援を受けることができる体制の確保に努めます。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する障がい者等が、本人の意思や希望に基づいて地域生活へ移行し、その生活を継続できるよう、地域移行支援及び地域定着支援の利用を促進します。

また、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域生活支援拠点等の関係機関との連携を図り、住まいの確保や緊急時の対応を含め、地域生活を支える体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等及びその家族が、身近な地域で必要な相談や支援を受けることができるよう、発達障害者支援センターをはじめとする県の専門機関や医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関との連携を図ります。

また、発達障がいの特性や支援方法について理解の促進を図るとともに、本人及びその家族のライフステージに応じた切れ目のない支援につなげます。

④ 協議会の活性化

地域における障がい者等への支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターや関係機関等との連携のもと、協議会の活性化を図ります。

また、個別事例の検討等を通じて地域課題を把握・共有し、その課題を地域の支援体制やサービス基盤の整備・改善につなげるなど、協議会を地域課題の解決に向けた協議の場として効果的に活用します。

（３）障がい児支援の提供体制の確保

① 地域支援体制の構築

障がい児及びその家族が、身近な地域で必要な発達支援や相談支援を受けることができるよう、児童発達支援センター等が有する専門機能を活用し、地域における障がい児支援体制の充実を図ります。

また、発達支援・家族支援、障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション、地域におけるインクルージョンの推進、発達支援の入口となる相談機能について、関係機関や圏域との連携を図りながら、地域の実情に応じた支援体制の確保を図ります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児がライフステージに応じた切れ目のない支援を受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図ります。

また、乳幼児期から学校卒業後まで、本人及びその家族に関する情報や支援方針を関係機関で適切に共有し、それぞれの成長段階や生活状況に応じた一貫した支援につなげます。

③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる地域づくりを進めるため、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

また、保育所等訪問支援等の活用を促進するとともに、障害児通所支援事業所と保育所、認定こども園、学校等との連携を図り、障がい児が地域の保育、教育等の場で必要な支援を受けながら共に過ごすことのできる環境づくりを推進します。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がいの状態にある児童等、専門的な支援を必要とする障がい児及びその家族が、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図り、支援体制の充実に努めます。

また、医療的ケア児等については、医療的ケア児等コーディネーター等を活用し、個々の状況や支援ニーズに応じて必要な支援につなげるための連携体制の充実を図ります。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族が、本人の意見や意向、障がいの特性、生活状況等に応じた適切な支援を受けることができるよう、障害児相談支援の提供体制の確保・充実を図ります。

また、障害児支援利用計画の作成等を通じて、障がい児本人の意見を尊重し、その最善の利益を考慮しながら、必要な障害児通所支援や関係機関による支援を総合的かつ継続的に利用できるよう支援します。

（４）障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

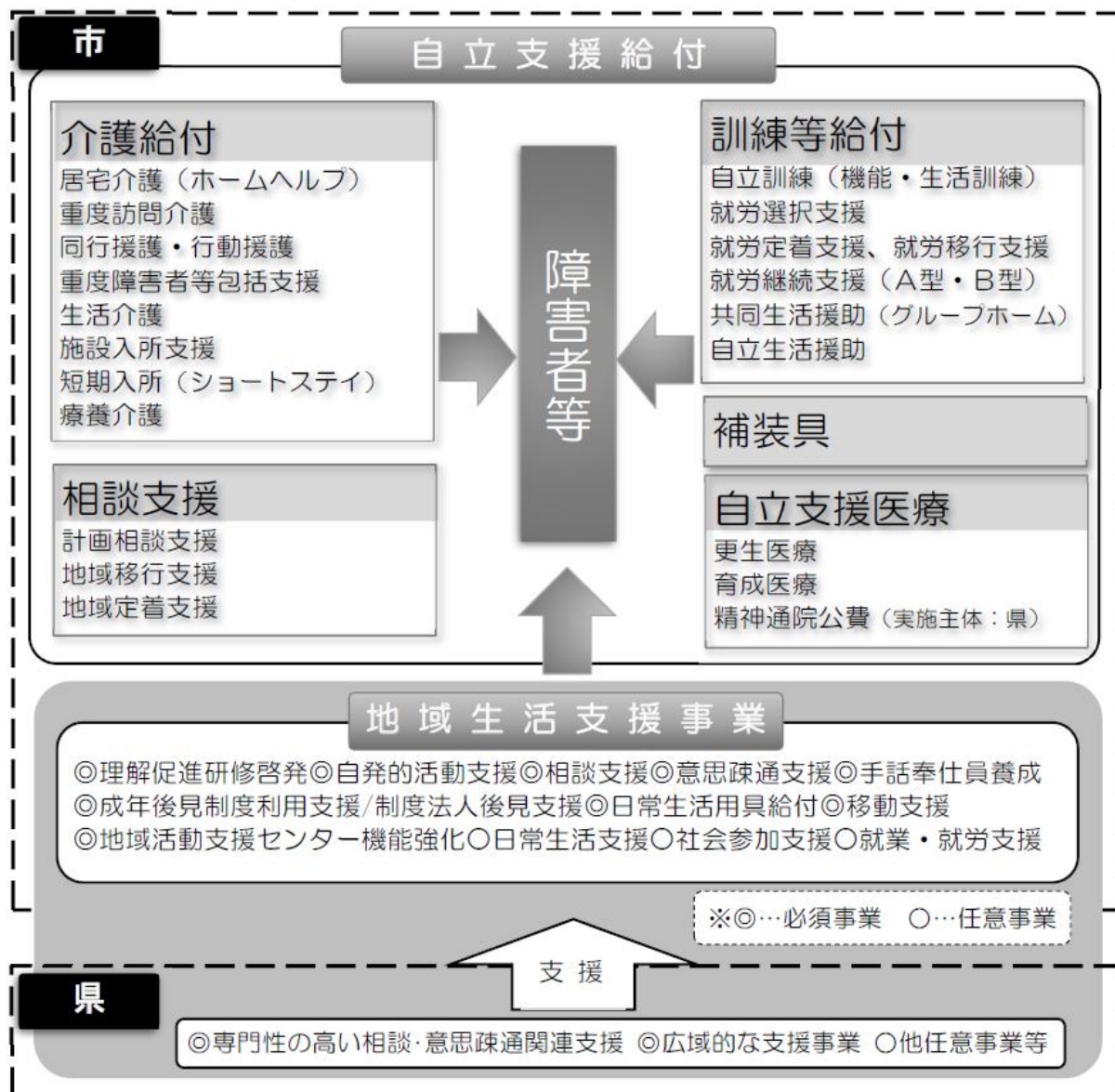
障害福祉サービス等を安定的かつ継続的に提供し、多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、関係機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、障がい福祉人材の確保・定着及び専門性の向上に向けた取組を推進します。

また、障がい当事者の視点を踏まえた研修等を通じて、支援者の資質の向上を図るとともに、ICTや介護テクノロジーの活用、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働等による業務の効率化及び負担軽減を促進し、支援者が障がい者等への直接的な支援により注力できる環境づくりを通じて、支援の質の向上を図ります。

第2節 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

1 障害福祉サービス等の体系

※図は前期計画を仮配置（今期版に更新予定）



2 障害福祉サービス等の概要

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々の障がいの特性や生活状況等に応じて提供されます。主なサービスは、介護給付、訓練等給付及び相談支援に区分されます。

図表 54：障害福祉サービス等の概要

サービス名	対象	サービス内容
居宅介護	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
同行援護	者 児	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
短期入所	者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
共同生活援助	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
自立訓練(機能訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行う
自立訓練(生活訓練)	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援・訓練を行う
就労選択支援	者	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行う
就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援(A型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援(B型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
計画相談支援	者 児	障害福祉サービス等の利用を希望する人について、サービス等利用計画の作成や、サービス利用状況の検証・見直し等を行う
地域移行支援	者	障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望する人に、住居の確保や地域生活への移行に必要な相談・支援等を行う
地域定着支援	者	単身等で地域生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・支援等を行う

3 障害児通所支援等の概要

障がい児を対象とした支援は、児童福祉法に基づき、障がい児一人ひとりの特性や発達段階に応じて、日常生活や集団生活への適応、社会参加等に必要な支援を行うものです。市町村では、児童発達支援や放課後等デイサービスをはじめとする障害児通所支援や障害児相談支援等の提供を通じて、障がい児の健やかな育成とその家族への支援を図ります。

図表 55：障害児通所支援等の概要

サービス名	対象	サービス内容
児童発達支援	児	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応等のための支援を行う
放課後等デイサービス	児	就学中の障がい児に対し、授業終了後や休業日に、生活能力の向上や社会との交流等のための支援を行う
保育所等訪問支援	児	障がい児が通う保育所、学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
居宅訪問型児童発達支援	児	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得等のための支援を行う
障害児相談支援	児	障害児通所支援等を利用する障害児について、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービスの利用状況等を継続的に確認し、必要な支援を行う

4 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて実施する事業です。本市では、相談支援や意思疎通支援、移動支援、日常生活用具の給付等を通じて、障がいのある人の地域生活や社会参加を支援します。

図表 56：地域生活支援事業の概要

事業名		事業内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるため、地域住民等に対する研修や啓発活動を行う
	自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する
	相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービスの利用支援等を行う
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、制度利用に必要な支援を行う
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見を実施する団体への支援等を行い、成年後見制度の利用を促進する
	意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者等の派遣など必要な支援を行う
	日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るために必要な用具の給付等を行う
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な技術等を習得した手話奉仕員を養成する
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し、外出のための支援を行う
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、社会との交流等の機会を提供する
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人等に日中の活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息等を図る
	自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加等を支援するため、自動車の改造に要する費用の一部を助成する
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業等を利用する人に対し、更生訓練に必要な経費の一部を給付する

このページは、前回計画書に実際にある見出しをそのまま骨格化しています。

第3節 成果目標の設定（前期計画の実績と次期計画の設定）

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第4節 障害福祉サービス等における見込量と確保方策

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援
- 5 障害児支援サービス
- 6 発達障害者に対する支援
- 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 8 相談支援体制の充実・強化
- 9 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

現在編集中です

こちらは大まかな骨子です。
今後変更になる場合がありますのでご注意ください。

第5節 地域生活支援事業における見込量と確保方策

- 1 相談支援事業【必須事業】
- 2 成年後見制度利用支援事業【必須事業】
- 3 意思疎通支援事業【必須事業】
- 4 移動支援事業【必須事業】
- 5 手話奉仕員養成事業【必須事業】
- 6 日常生活用具給付事業【必須事業】
- 7 地域活動支援センター（機能強化）事業【必須事業】
- 8 日中一時支援事業【任意事業】
- 9 更生訓練費給付事業
- 10 自動車改造費助成事業

第6節 地域生活支援事業の未実施の事業展開について

第5章 障がい福祉等の円滑な実施の確保に必要な事項

第5章 障がい福祉等の円滑な実施の確保に必要な事項

1 障がい者等に対する虐待の防止

調整

※前期「権利擁護の取組」は、第8期基本指針の構成を踏まえ、「障害者等に対する虐待の防止」等に整理

障がい者等に対する虐待は、障がい者等の尊厳を害するものであり、その防止と早期発見、迅速かつ適切な対応が重要です。

本市では、障害者虐待防止法に基づき、障がい者等やその家族、関係機関等への制度の周知・啓発を図るとともに、虐待に関する通報や相談があった場合には、速やかに安全確認や事実確認を行い、関係機関と連携して必要な支援につなげます。

また、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等との連携を図り、虐待の未然防止及び早期発見に努めるとともに、虐待が発生した場合には組織的な対応を行うなど、障がい者等の権利利益を擁護するための体制の充実を図ります。

2 意思決定支援の促進

8期対応新規追加

障がいのある人が自らの意思に基づいて日常生活や社会生活を送ることができるよう、本人の自己決定を尊重し、意思決定を支援することが重要です。

本市では、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、本人の意思や希望を十分に把握・尊重した支援の促進を図ります。

また、サービス担当者会議や個別支援会議等において、本人の参加や意思を確認する機会の確保に努めるなど、障がいのある人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう、意思決定支援の充実を図ります。

8期対応新規追加

3 障がい者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

障がいのある人が地域で自分らしく生活し、社会参加を進めるためには、文化芸術活動やスポーツ等に親しみ、様々な活動に参加できる環境づくりが重要です。

本市では、障がいの特性や本人の希望に応じて、文化芸術活動やスポーツ等に参加する機会の確保に努めるとともに、関係部署や関係機関等との連携を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

4 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

8期対応新規追加

障がいのある人が必要な情報を円滑に取得・利用し、自らの意思を表明するとともに、円滑に意思疎通を図ることができる環境を整備することが重要です。

本市では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や手話施策推進法等を踏まえ、障がいの特性に応じた情報提供や意思疎通支援の充実を図るとともに、手話通訳等の意思疎通支援を担う人材の養成・確保に努めます。

また、関係部署や関係機関等との連携を図り、行政情報のアクセシビリティの向上や ICT の活用等を通じて、障がいのある人が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができる環境づくりを推進します。

5 障がいを理由とする差別の解消の推進

調整

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供を推進することが重要です。

本市では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市民や事業者等への周知・啓発を図ります。

また、障がいを理由とする差別に関する相談について、関係部署や関係機関との連携を図りながら適切な対応に努め、障がいのある人の権利利益の擁護と障がいを理由とする差別の解消を推進します。

6 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

調整

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を利用する人が、地域で安心してサービスを利用できるよう、平常時から事業所と地域住民、関係機関等との連携を図り、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。

本市では、災害時においても必要な障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、防災関係部署や関係機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス事業所等における防災対策や利用者の安全確保に向けた取組を促進します。

また、利用者の権利擁護や本人の意思・人格を尊重した適切なサービス提供が図られるよう、事業所における職員研修等の充実を促進するとともに、障がい福祉人材の確保・定着や職場環境の改善に向けた取組を促進し、サービスの質の確保・向上を図ります。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署との連携を図るとともに、国・県、垂水市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、保健・医療・教育・雇用等の関係機関など、多様な主体との連携・協働により、障がい者施策を推進します。

また、肝属地区障害者自立支援協議会等を通じて、地域における課題や支援ニーズの把握、関係機関相互の情報共有及び連携の強化を図るとともに、障がいのある人やその家族等の意見を施策に反映する機会の確保に努めます。

2 計画の進行管理・評価

本計画を着実に推進するため、各施策の実施状況や障害福祉サービス等の提供状況、成果目標等の達成状況について、定期的に把握・点検を行います。

また、垂水市障害者施策推進協議会や肝属地区障害者自立支援協議会等において、計画の進捗状況や地域における課題等について意見を聴取し、必要に応じて施策の改善や見直しにつなげます。

さらに、点検・評価の結果については、関係機関等との情報共有を図るとともに、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

3 計画の見直し

本計画については、計画期間中においても、障がい福祉に関する法制度や国・県の施策の動向、社会情勢の変化、障がいのある人やその家族を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

また、計画の進行管理・評価を通じて把握した課題や地域の実情、障がいのある人やその家族、関係機関等の意見を踏まえ、必要な施策の改善や見直しを図ります。

以降、資料編を掲載予定。

- 垂水市障害者施策推進協議会 設置要綱
- 垂水市障害者施策推進協議会 委員名簿
- 用語解説